

## 文教福祉常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月3日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	小 澤 孝 延
	閉 会	午後 3時15分	副委員長	木 内 文 雄
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	小 澤 孝 延	出	林 修 三	欠
	木 内 文 雄	出	木 村 利 晴	出
	京 増 藤 江	出	小 向 繁 展	欠
	小 高 良 則	出		
委 員 外 議 員	議 長 鈴 木 広 美	出		
委 員 会 に 出 席 し た	事 務 局 長 日 野 原 広 志		副 主 幹 須 賀 澤 勲	
事 務 局 職 員 職 氏 名	主 査 渋 谷 佳 子		主 査 嘉 瀬 順 子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	副 市 長 橋 本 欣 也		市 民 部 長 吉 田 正 明	
	市 民 課 長 中 澤 ゆかり		国保年金課長 石 井 健 一	
	障がい福祉課長 高 山 由美子		つくし園長 山 本 晴 美	
	高齢者福祉課長 飛 田 雅 章		子育て支援課長 春 日 葉 子	
	健康増進課長 小 山 田 俊 之		教 育 次 長 関 貴美代	
	教育総務課長 井 口 安 弘		図 書 館 長 森 政 幸	
	教育委員会参事 学校教育課長事務取扱 鈴 木 浩 明		社会教育課長 兼中央公民館長 兼郷土資料館長 小 川 正 一	
	学校給食センター所長 川 津 和 久			
	その他関係職員			
	別紙日程表のとおり			
議 題				

# 文教福祉常任委員会日程

令和4年3月3日

午前10時 本会議場

## 1. 委員長あいさつ

## 2. 会議録署名委員の指名

## 3. 議 題

- (1) 議案第 3 号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 4 号 八街市児童クラブの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 6 号 令和3年度八街市一般会計補正予算中、  
第1表歳入歳出予算補正の内  
歳出2款総務費の内3項、  
3款民生費、4款衛生費の内1項1目及び3目、  
9款教育費  
第3表繰越明許費補正1追加の内  
2款総務費、3款民生費、9款教育費
- (4) 議案第 7 号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- (5) 議案第 8 号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- (6) 議案第 9 号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- (7) 議案第13号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- (8) 議案第14号 令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- (9) 議案第15号 令和4年度八街市介護保険特別会計予算について

(開会 午前10時00分)

### ○小澤委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届出が林修三委員、小向繁展委員からありました。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の議事録の署名委員に京増藤江委員、小高良則委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、9件です。

議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

### ○石井国保年金課長

議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

付議案は6ページから8ページ、議案説明資料は9ページ、10ページ、及び追加資料として配付しました厚生労働省保険局長発の通知をご覧ください。

この条例は、病後の追加等による条例を明確化するための規定の整備、及び新規に国民健康保険税納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合、未就学児について算定した被保険者均等割保険税の減額を実施するため、所定の改正をするものでございます。

この条例の主要な改正点でございますが、未就学児の国民健康保険税均等割の減額について、議案説明資料にて説明いたします。

初めに、減額の対象者についてですが、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある国民健康保険被保険者、未就学児が属する世帯の国民健康保険税納税義務者となります。

また、減額する均等割保険税算定対象となる未就学児は、493名と見込んでおります。

次に、減免額の算定についてですが、未就学児に算定した国民健康保険税均等割額は、医療分が2万3千円、後期高齢者支援金等課税額が1万円であり、それぞれ10分の5の額を減額することといたします。

また、保険税条例第22条第1項に規定する国民健康保険税の減額措置が適用される未就学児は、第22条第1項の規定により減額して得た額の10分の5の額を減額することといたします。

よって、7割の軽減措置が適用されている未就学児の均等割保険税額は、合計8.5割の軽減措置が適用され、医療分と支援分を合わせ3万3千円の均等割保険税額が4千950円と

なります。

また、均等割保険税額による影響額は555万5千円と見込んでおります。

この条例は公布の日から施行し、改正後の八街市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険税に適用し、令和3年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で、議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○京増委員

未就学児の均等割額の半額は、本当に子どもたちがいる家庭にとってはよかったなと思います。共産党が子どもの均等割廃止を求めてきたところからしましても、なくしていく第一歩になるのかなと期待して、歓迎いたします。

しかし、議案質疑で明らかになりましたように、多子世帯の滞納もかなりあります。解決策が必要ですが、今のところ市としては拡充する予定がないというふうな答弁がありました。18歳までの子どもの均等割についてはゼロにするように、具体的に要望していただきたいと思うのですが、今日は市長がおられません、ぜひ要望していただきたいと求めますが、いかがでしょうか。

#### ○石井国保年金課長

今、全国市長会を通じまして、子どもの均等割保険税の減額につきましては、さらなる拡充とその財源を手当てした上で拡充していくように再三、今要望しているところでございますので、こちらにつきましては実現に向けまして、市としましても市長会等へ要望を継続していくよう、働きかけをしまいたいと考えております。

#### ○京増委員

議案質疑のときにも再三求めているということでしたので、実現に向けて頑張ってくださいと思います。

次に、(2)後期高齢者支援金の問題について、質問いたします。

後期高齢者支援金の均等割額分の改定については、国保の後期高齢者支援について、未就学児が支援する改定、こういうふうな内容です。6歳未満の親に扶養されている児童が、基本的に年金を受給している高齢者を支援する、私はここに大きな矛盾を感じております。やはり18歳までの子どもの支援金の廃止、これは重要だと思います。再三、均等割についても国に要望、軽減割合充実とか、国に要求していただいておりますけれども、子ども支援金の廃止について、私は具体的に廃止を求めていただきたいんですが、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○小澤委員長

京増委員に申し上げます。ここでの議題とは趣旨がずれているようですので、改めて質問の

し直しをお願いいたします。

#### ○京増委員

収入のない未就学児が、基本的に年金を支給されている高齢者の支援金を負担している、このことについて、市はどのように考えておられるのか、伺います。

#### ○石井国保年金課長

こちらはあくまでも保険税の算定の根拠でございまして、納税義務者は世帯の主たる生計維持者であります世帯主が納税義務を負っておりますので、納めていただくのは対象になっている子どもではなく、納税義務者である世帯主の方に納めていただくような形になりますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思えます。

先ほども市長会の方へ、子どもの均等割のさらなる拡充と財源手当につきまして要望していくということを答弁させていただきましたが、こちらにつきましては継続して行っていきたいと考えております。

#### ○京増委員

確かに保険税は保護者が負担しているわけですがけれども、実際の中身は子どもがいるからその負担で、もしも子どもがいなければ、これはないわけですから、子どもに負担させているという矛盾があると思えます。

やはり子どもがいる世帯で、親御さんが、それこそ保護者が払っているわけですから、滞納した場合に、限度額認定書が交付されなくなります。子どもが多いほど、保険税が高くなって、やはり滞納も率としては増えていくのかと思えますけれども、高額の医療費を気にして、手遅れになるようなことがあってはなりません。滞納世帯に対して、今、市の方でも生活保護水準の世帯に対しては減免適用をしておりますけれども、この適用はどの程度されているのか、伺います。

#### ○石井国保年金課長

低所得者の減免ですけど、今年度につきましては申請はございませんでしたので、適用している者はございません。低所得者の減免につきましては、あくまでも保険税につきましては制度に基づきまして公平に国保加入者の方をお願いしているものでございまして、ただ単に所得が低いからといって減免、全額を免除する対象にはできないような形になっております。あくまでも担税能力、納める能力があるかどうか、要は資産や所得、預貯金の状況等を調べさせてもらって、それでも納税できない者につきましては減免手続をするような形になりますので、その辺の制度につきましては、ご理解の方をいただきたいと思えます。

#### ○京増委員

大変理解しているつもりなんですけれども、今、子どもたちのためにということで学資保険を払っている、そういう世帯に対しても、滞納の場合には差押えをしているわけですから、そういう財産がなくなった場合、ぜひこれは、そういう制度がありますよということで告知していただきたいと思えます。

以上です。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

滞納者について、少しお伺いさせていただきます。

この制度につきまして、滞納されている方が今でもいらっしゃるというふうに思いますが、この制度を適用されるときに一応、滞納額を先に払うというのが大前提になっていると思うんですけども、その辺の対応について、お伺いしてよろしいでしょうか。

○石井国保年金課長

未就学児の軽減、減額措置につきましては職権で行うものでございまして、課税時に未就学児の子どもがいるかどうかを確認しまして、当初、納税通知書を発送する段階で減額した額を発送するような形になりますので、滞納や、所得が多いか少ないは、軽減を行うか行わないかの判断材料にはなりません。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、賛成討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。

日本共産党は、子どもの均等割廃止を求めてまいりました。その立場から、未就学児の均等割額を半額にする条例改正に対し、国も国民や自治体の要求を無視できなかったということであり、歓迎いたします。しかし、基本的に年金収入がある後期高齢者支援金の均等割を、収入がない未就学児が負担するという大きな矛盾であり、早急な廃止を国に求めていただきたい。

また、国保税を滞納すれば限度額認定書が交付されず、子育て世帯の保護者が高額の治療費を気にして手遅れになる事態があってはなりません。未就学児世帯の滞納がある場合、恒常的低所得者の減免に該当するかどうか、丁寧に対応していただきたいと思います。申請がないという答弁が先ほどありましたけれども、生活が大変な世帯には、こういう制度もあるんだということをぜひ告知していただくよう求めまして、賛成討論といたします。

○小澤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

これで討論を終了いたします。

これから、議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

#### ○小澤委員長

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、八街市児童クラブの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

#### ○春日子育て支援課長

議案第4号、八街市児童クラブの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の9ページ、10ページをご覧ください。

今回の条例改正につきましては、学校外に設置している3か所の児童クラブにおける児童の通所間の安心安全を図るため、児童クラブを学校内に移設するものです。

開所時期につきましては、八街児童クラブに通所している実住小学校児童は令和4年4月1日から、同じく八街児童クラブに通所している八街東小学校児童は6月1日から、八街北児童クラブも6月1日から、学校の余裕教室を活用し、移設するものでございます。

また、現在、八街東児童クラブを第一幼稚園の1教室で開所しているものを、改正後は2教室で開所し、第1八街東児童クラブ、第2八街東児童クラブとして開所し、学校内に新たに開所するものを第3八街東児童クラブとします。

八街北児童クラブにおいても、2教室で開所することから、定員を既存の45人から、第1八街北児童クラブ30人、第2八街北児童クラブ30人に変更するため、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和4年6月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

#### ○京増委員

児童クラブが増設されるということで、これも歓迎いたします。しかし、6月からの開設については、議案質疑でもありましたけれども、特に八街東小学校の子どもたちについては配慮が必要だと思います。第3八街東児童クラブについては、できる限り開所を早めていただきたいと要望しておきたいと思います。

そこで、定員について、お聞きしたいんですけども、定員が40人を超えている児童クラ

ブが幾つかあるんですけども、40人が基本で、それ以上は参酌基準となっているわけなんですけど、基準は当面はこれだと思ってしまうんですけども、コロナで密はいけないということが分かっているわけですから、改善については何か施策があるのか、お伺いします。

#### ○春日子育て支援課長

定員では50人となっているところが、議員のおっしゃるとおり、何か所かございますけれども、支援員の配慮等で、なるべく密にならないように、柔軟な対応を図っております。

また、今後につきましては、実際に通っているお子さんは定員数よりかなり少ないので、定員の改正等も考えていきたいと思っております。今のところ、密で本当に困っているという状況はない状態です。

#### ○京増委員

第1朝陽児童クラブは60人ということですよ。第2朝陽児童クラブは40人。60人というのはすごく多過ぎるように感じるんですけど、この点についてはどうでしょうか。

#### ○春日子育て支援課長

1人1.65平方メートルという基準を満たしているということは確認しております。また、先ほどと重複するんですけども、60人、ぎゅうぎゅうに今、入っているわけではないので、その点をご安心いただきたいと思います。

#### ○京増委員

先ほどから、定員いっぱいではありませんというご説明なんですけれども、もしかしたら60人に行くかもしれない。

広さについてなんですけれども、例えば40人と比べて、倍近くの面積があるのかどうか、その点について、伺います。

#### ○春日子育て支援課長

学校の余裕教室を活用しておりますので、人数が倍だとしても、倍の広さは、申し訳ないですけれども、取れていない状況です。

#### ○京増委員

例えば、第1実住児童クラブは3つクラスがあるんですが、学年によって分けているのか、お伺いします。

#### ○春日子育て支援課長

低学年と、ある程度、それ以降の児童という形に分けております。

#### ○京増委員

新しく開設される第3八街東児童クラブは何年生が対象になるんですか。

#### ○春日子育て支援課長

第3八街東児童クラブは低学年のお子さんを予定しております。また、先ほどちょっと京増委員の方からお話があったんですけども、八街東児童クラブにつきましては、一日も早く子どもの安全を守るという形で、八街第一幼稚園の方に4月1日から暫定的に通所する予定になっております。

○京増委員

新年度の待機児童についてはどうなのか、伺います。

○春日子育て支援課長

募集が終わりまして、確認したところ、今のところ待機児童はおりません。

○京増委員

数字的にはそういうふうになって、待機児童がないということなんですけれども、例えば申請のときに口頭で断るとか、そういうことはなかったんですか。

○春日子育て支援課長

口頭でお断わりすることはありません。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

先ほどの児童クラブの件なんですけれども、今コロナ禍ということで、テレワーク等で自宅で見ている方がいらっしゃるので定員に満たないところがあるというふうに感じています。朝陽児童クラブにつきましては、コロナ禍の前はかなりの人数がやっぱり通所していたというふうに感じておりますので、60人という定数について、朝陽小学校が中心になると思うんですけれども、場所が変わったことは、父兄の方々は小学校内になったことを非常に感謝しております。まだ空き教室がありますので、そのところでも第3というか、もう少し分けての計画というのはないのかどうか、お伺いします。

○春日子育て支援課長

現状のところは計画はございませんけれども、現場の状況を確認しながら進めていきたいと考えております。

○木内委員

よろしくをお願いします。

この変更に伴って、職員の通勤等で支障があるかどうか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○春日子育て支援課長

特に聞いておりません。

○木内委員

通勤に関してですけれども、非常勤の方を含めて、通勤手当の額について、この場で聞いてもよろしいでしょうか。通勤手当が一律に支払われているように思うんですけれども、通勤手当そのものの見直しというのは、やっぱり距離に応じてやるべきではないかと思うんですけれども、その辺のところについて、この場でお伺いしてよろしいですか。

○春日子育て支援課長

こちらの児童クラブにつきましては委託しておりまして、通勤手当の方につきましては詳細が分かりかねます。申し訳ありません。

○木内委員

福祉協議会の方に委託している事業ではありますけれども、これに関して、コロナ禍ということもあって、コロナに感染してしまって職員の確保が非常に難しいところもあると思うんですけれども、それぞれの児童クラブの応援体制とか、もう一つは今までの経験者の中で応援してもらおうとか、コロナ禍の対応をどういうふうに考えているか、お伺いします。

**○春日子育て支援課長**

委託先の社会福祉協議会と、不測の事態で支援員が欠員になるときのために、十分配置できるような態勢を整えておくようお願いしております。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○小高委員**

実住児童クラブと八街北児童クラブの移転後の施設等の利用というのは今後どういうふうになるのか、お伺いいたします。

**○春日子育て支援課長**

児童が通っている八街児童クラブにつきましては、市役所内の1課から利用したいというようなお話を聞いているので、今後検討していく予定です。泉台の方の児童クラブ跡地については、今のところ決まっていない状況です。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小澤委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小澤委員長**

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第4号、八街市児童クラブの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○小澤委員長**

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○小澤委員長**

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定いたしました。

最初に、歳出2款総務費のうち3項について、提案者の説明を求めます。

#### ○中澤市民課長

ご説明いたします。補正予算書の22ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、補正前の額に448万7千円を増額し、補正後の額を1億9千103万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費20万円の増額につきましては、一般職職員の時間外勤務手当の増額補正でございます。

社会保障・税番号制度関連事務費428万7千円の増額につきましては、12節委託料において458万7千円の増額は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システムの改修費でございます。この手続ができる限り早期に実現できるように、住民記録システムの改修に係る令和4年度の国庫補助金が前倒しになったため、業務を開始するものです。なお、補助率は10分の10です。

続きまして、17節備品購入費30万円の減額は、コンビニ交付サービスの開始に伴い、マイナンバーカードを利用して証明書が取得できる、らくらく窓口証明書交付サービス用機器の購入を予定していましたが、条例の改正により、印鑑登録証を持参し忘れた方でもマイナンバーカードを提示することで窓口で証明書を取得できるよう、運用を見直したこと等の理由により減額するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○京増委員

まず、マイナンバーカードの取得状況について、お伺いします。

#### ○中澤市民課長

マイナンバーカードの交付状況ですが、令和4年1月末時点で累計枚数2万7千371枚で、交付率は39.7パーセントとなっております。

#### ○京増委員

それから、紛失した場合は再発行されるわけですけど、再発行については何枚でしょうか。今までの累計でお願いします。

#### ○中澤市民課長

すみません。後ほどお答えさせていただきたいと思います。

#### ○小澤委員長

後ほどということ。

#### ○京増委員

はい。

政府は2023年度末までにマイナンバーカードを健康保険証として全医療機関で利用するように今突き進んでいるところなんですけど、八街市の取得状況については、取得率が39.7パーセント、約4割ということなんですけど、医療機関の方もそうやって進んでいかないと利用できないと思うんですが、この状況についてはどうなんでしょうか。

○中澤市民課長

前回のときに、八街市内の医療機関で使えるところが2か所というご説明をさせていただいたかと思いますが、現在もその状況は変わっておりません。

○京増委員

これを健康保険証と組み合わせるということは、本当に個人情報はどうなのかというところでは不安がいっぱいなんですけれども、将来的には個人財産や情報など、様々なものを組み合わせるわけですから、本当に大変なことになります。

それに対して、どれだけ市民の利益になるか分かりませんが、国も、また市もたくさんの負担をしております。市の負担の合計額は幾らになるのか、お伺いします。

○中澤市民課長

今回のシステム改修の関係ということでよろしいでしょうか。

○京増委員

はい。

○中澤市民課長

社会保障・税番号制度に係るシステム改修につきましては、平成29年度から開始されておりました、平成29年度、30年度でマイナンバーカードに旧姓の併記を可能とするための改修がございました。昨年度、国外転出者によるマイナンバーカードの利用実現を図るための改修、今年度は転入・転出のワンストップ化ということで、総額で2千297万1千円の補助がございまして、補助率が10分の10ですので、市の事業費も同額となっております。

○京増委員

すみません。もう一回、ゆっくりお願いします。

○中澤市民課長

事業費総額が2千297万1千円です。

○京増委員

ありがとうございます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

ワンストップ化につきましては非常に歓迎しているところでありますけれども、マイナンバーカード等に記載されている住所、また転居地で住所変更などをした場合に、常にいろいろなところに住所は影響するんですけれども、そういったシステムの改修を行って、どのぐらいの利便性が図れるのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

## ○中澤市民課長

この改修による効果としましては、まずマイナンバーカード所持者がオンラインで転出・転入予約を行うことで、窓口で届出書類を作成する手間が軽減され、手続に要する時間を短縮することができます。また、転入出の市町村においては、事前準備による転入手続当日の事務負担の軽減及び窓口混雑の緩和を図ることができるようになるかと思われま

## ○木内委員

オンラインで作業したときに、転出先で窓口に行って、必要な手続をして、マイナンバーカードの住所変更とか、そういったところをしなければいけないということは変わらないのか。

## ○中澤市民課長

転入先へ情報は前もってオンラインで届いておりますので、書類の手続等は先に進められるんですが、マイナンバーカード自体のICチップの中に住所の履歴等が入っておりますので、それを書き換える作業はどうしても窓口でやっていただくこととなりますので、その作業は窓口で行うような形に変わりございません。

## ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出3款民生費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

## ○斎藤社会福祉課副主幹

それでは、3款民生費について、ご説明いたします。

補正予算書22ページをご覧ください。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額から2千152万8千円を減額し、補正後の額を13億3千784万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の減額は、時間外勤務手当の調整に伴う減額補正となります。

続きまして、市社会福祉協議会活動促進費375万5千円の減額は、社会福祉協議会に対する補助金で、当初予算要求時の人件費に変更が生じたため、その差額分の人件費に対する補助金の減額となります。

続きまして、戦没者追悼式関係費28万3千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度の開催を中止したことによる経費の減額でございます。

23ページに移りまして。

福祉団体活動費12万1千円の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染拡大のため、活動自粛となった2つの団体から補助金辞退の申出があっ

たことによる減額となります。

次に、生活困窮者自立支援事業費1千726万9千円の減額につきましては、住宅確保給付金で11月分までの延べ支給月数が209月、給付金は773万1千円でありまして、令和3年度末までの給付金を1千273万1千円と見込み、現計予算との差額を減額するものとなります。

#### ○高山障がい福祉課長

続きまして、23ページから24ページ、3目障害者福祉費について、ご説明いたします。

補正前の額から7千943万6千円を増額し、補正後の額を21億9千185万5千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費10万円の増額は、一般職職員の時間外勤務手当の増額でございます。

障害者福祉諸費22万2千円の減額は、10節需用費の消耗品費2万5千円の減額、及び11節役務費の筆耕翻訳料2万5千円の減額、保険料1万2千円の減額は、ふれあいスポーツ大会が新型コロナウイルス感染拡大防止のための中止による減でございます。

次に、12節委託料16万円の減額は、パラリンピック採火式実施業務の額が確定したことによる減額でございます。

幼児ことばの相談室運営費72万円の減額は、7節報償費の医師等謝礼で、グループ指導の少人数化及び個別指導への移行に伴い、支援者の人員体制を見直したことによる減額でございます。

障害者自立支援給付事業費7千617万8千円の増額は、18節負担金補助及び交付金、強度行動障害加算事業補助金について、支給見込額が確定したことによる882万2千円の減額でございます。

19節扶助費、障害介護給付費8千500万円の増額は、事業費に不足が見込まれるため増額しようとするものでございます。

在宅障害者福祉費410万円の増額は、18節負担金補助及び交付金、グループホーム運営費補助金について、事業費に不足が見込まれるため増額しようとするものでございます。

以上でございます。

#### ○飛田高齢者福祉課長

続きまして、5目老人福祉費について、ご説明いたします。

補正前の額から390万円を減額し、補正後の額を8億9千303万5千円にしようとするものです。

一般職人件費10万円の増は、時間外勤務手当の調整に伴う職員手当等の増額補正です。

後期高齢者医療特別会計繰出金400万円の増額につきましては、保険基盤安定繰出金として400万円の減額をするものです。これは、低所得者等の負担軽減を図る保険基盤安定負担金につきましては前年度実績より316万8千896円増の1億5千120万8千326円の交付が確定したため補正するもので、70.3パーセントの方が保険基盤安定負担金算

定上の軽減対象となっております。

25ページをご覧ください。

7目介護保険費について、ご説明いたします。

補正前の額から230万8千円を減額し、補正後の額を8億7千247万3千円にしようとするものです。

一般職人件費20万円の増は、時間外勤務手当の調整に伴う職員手当等の増額補正です。

介護保険特別会計繰出金250万8千円の減は、地域介護・福祉空間整備事業補助金が一部不採択となったことなどによる繰出金の減です。

以上です。

#### ○石井国保年金課長

続いて、8目国民健康保険費について、ご説明いたします。

補正前の額から474万7千円を減額し、補正後の額を6億4千369万2千円にしようとするものです。

一般職人件費20万円の減額は、国民健康保険担当職員の時間外手当減額によるものです。

国民健康保険特別会計繰出金454万7千円の減額は、国民健康保険基盤安定繰出金を212万円増額、出産・育児一時金繰出金を666万7千円、減額するものです。

このうち、低所得者等の負担軽減を図る国民健康保険基盤安定負担金につきましては、前年度実績より211万9千831円増の4億8千239万8千1円の交付が確定したため補正するもので、54.1パーセントの世帯が保険基盤安定負担金算定上の軽減対象となっております。また、出産・育児一時金繰出金につきましては、令和4年1月末日までの支給件数が40件であることを踏まえ、現予算上の給付見込件数80件を56件とし、24件分に相当する繰出金を減額しようとするものです。

続いて、9目国民年金費について、ご説明いたします。

補正前の額から10万円を減額し、補正後の額を2千77万6千円にしようとするもので、一般職人件費10万円の減額は、国民年金担当職員の時間外手当の減額によるものです。

#### ○春日子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費について、ご説明いたします。

26ページをご覧ください。

1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額から813万2千円を減額し、補正後の額を11億4千167万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費、3節職員手当170万円の減につきましては、時間外手当の執行状況により減額するものです。

児童福祉総務費、22節償還金利子及び割引料591万1千円の増は、令和2年度子ども・子育て支援交付金の額が確定したことによる返還金です。

子育てのための施設等利用給付事業費、18節負担金補助及び交付金1千283万5千円の

減は、預かり保育事業及び一時預かり保育事業、認可外保育施設利用給付事業の交付金で、本年度分の決算見込額に基づき不用額を減額するものです。

続きまして、2目児童措置費につきましては、補正前の額から4千489万5千円を減額し、補正後の額を8億2千319万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

児童手当支給費4千489万5千円の減額につきましては、19節扶助費で本年度分の決算見込額に基づき不用額を減額するものです。

次に、3目母子福祉費につきましては、補正前の額から2千900万円を減額し、補正後の額を3億6千696万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

児童扶養手当支給費2千900万円の減につきましては、19節扶助費で本年度分の決算見込額に基づき不用額を減額するものです。

次に、4目児童福祉施設費につきましては、補正前の額から568万2千円を増額し、補正後の額を1億3千856万3千円にしようとするものです。

27ページの説明欄をご覧ください。

主なものといたしまして、児童クラブ管理運営費358万2千円の増は、18節負担金補助及び交付金で、児童クラブ支援員等処遇改善補助金でございます。

続きまして、5目保育園費につきましては、補正前の額に7千311万8千円を減額し、補正後の額を15億6千941万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費、3節職員手当50万円の減につきましては、時間外手当の執行状況により減額するものでございます。

私立保育園運営事業費969万8千円の増の主なものとしましては、18節負担金補助及び交付金で、風の村保育園及び八街かいたく保育園の委託金1千345万2千円の減、同保育園の処遇改善補助金430万4千円の増です。

28ページをご覧ください。

私立認定こども園運営事業費5千301万8千円減の主なものとしましては、18節負担金補助及び交付金で、施設型給付費負担金5千700万円の減です。これは、負担金の決算見込額に基づき不用額を減額するものです。

29ページをご覧ください。

家庭的保育事業等運営事業費760万2千円の減の主なものは、18節負担金補助及び交付金で、小規模保育事業A型給付費負担金910万3千円の減です。これは、負担金の決算見込額に基づき不用額を減額するものです。

認可外保育施設感染症対策費150万円の減は、18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費の算出方法に変更が生じたため、減額するものでございます。

以上です。

#### ○山本つくし園長

続きまして、29ページから30ページをご覧ください。

6目マザーズホーム費について、ご説明いたします。

補正前の額から28万4千円を減額し、補正後の額を4千130万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

つくし園管理運営費28万4千円の減額は、7節報償費、医師等謝礼において保護者側の都合により急なキャンセル等で生じた小児神経科医への報償費2万8千円の減額、及び音楽療法を月2回から月1回へと変更したことによる音楽療法士への報償費11万円の減額、合わせて13万8千円の減額補正でございます。

14節工事請負費、施設維持管理工事において、専門業者による遊具点検を行った際に腐食や劣化が激しく現行の安全規定を満たしていない等の指摘を受けました、滑り台の撤去工事費の額が確定したことによる14万6千円の減額補正でございます。

以上で、3款民生費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○小高委員

24ページで、障害者自立支援給付事業費の中の扶助費8千500万円について、お伺いいたします。

前回予算からすると数パーセントなのですが、全体的に人数等で予算計上している中で、これだけの増額があった理由というのはどういうところにあったのか、お伺いいたします。

#### ○高山障がい福祉課長

障害者介護給付費につきましては全体的に増加傾向にあります。福祉サービスの中でも、今回は特に当初予算と比較して予算に不足が生じる見込みの主なサービスとしましては、生活介護、就労継続、グループホームなどの、大人の方が利用するサービスが主になっております。

#### ○小高委員

サービスを受ける対象者が主に増加している傾向があるというように認識させていただきます。

続きまして、26ページ、一番最後の児童福祉費の中で児童クラブ管理運営費の委託料、またその下の18節で児童クラブ処遇改善補助金、支援員等が増加したということですが、年間で児童クラブ等はキャパシティが決まっていて、その中で恐らくマックスの支援される方、職員の方を雇用していると思うんですけど、なぜここで委託料、また処遇改善の補助金が増えてしまったのか、その理由に対してお伺いいたします。

#### ○春日子育て支援課長

お答えいたします。

12節につきましては、新型コロナウイルス感染症の要綱改正が国の方でございましたので、当初から載せていたものに、さらに15万円を上乗せしたことから増額になりました。

18節の方につきましては、昨年末に国の方で新しい事業、処遇改善事業というものが施行されましたので、それに伴って処遇改善を行うものでございます。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○京増委員**

23ページ、生活困窮者自立支援事業費についてなのですが、住居確保給付金の減額です。生活困窮者自立支援事業を終了した方で、生活保護に移った方はどのくらいあるのか、伺います。

**○中谷社会福祉課副主幹**

正式な詳細な数は把握しておりませんが、令和3年度につきましては数件程度と認識しております。

**○京増委員**

コロナ禍の中で、なかなか新しい仕事を見つけて自立していくのは難しいということが今のご答弁の中でも、詳しくは分からないけど、そういう状況だということが報告されました。本当にそのとおりだと思います。

次に、25ページ、国民年金費について、伺います。

これは10万円の時間外手当の減額なんですけれども、今、失業や、収入が減ったりして、国民年金を払えなくなる可能性が増えていると思います。先ほども答弁がありましたけれども、生活困窮者自立支援事業が終わっても、なかなか自立できないというようなことなんですけれども、やはり失業した方たちは国民年金の対象者になるんですけど、こういう方たちが免除の申請、払えない方は免除の申請を必ずしなくちゃいけないし、していただきたい。減額した状況なんですけど、対象者にきちんと全員対応できるような、そういう減額なんですか。

**○小澤委員長**

京増委員に申し上げます。改めまして、補正予算書のどの項目でご質問されていますか。

**○京増委員**

国民年金です。

**○小澤委員長**

これは職員手当の減額なので。

**○京増委員**

はい。そうです。

**○小澤委員長**

質問の要旨がちょっと分からないので、改めてお願いします。

### ○京増委員

じゃあ改めて。人件費を減らしているんですけども、私は必要なことがちゃんとできている、そういう人件費となっているのかというところで伺いたいんです。

### ○石井国保年金課長

今回の減額につきましては、マイナンバーの関係で、所得の確認等につきまして、大分、今年度は事務が簡素化されまして、昨年度までは生活支援給付金等の対象になるかどうか、所得の確認をするためにいろいろ情報収集が必要で時間外がかさんだんですが、今年度につきましては、そういう事務をオンラインの関係で行わずに済むような形になりまして、時間外の方は極めて減少しているような状況になっています。

また、市民サービスは落とさないような形に、今年度から毎月、社会労務士による年金相談等を行っておりまして、相談業務の方は昨年よりむしろ拡充しておりますので、減額につきましては、あくまでも情報確認がスムーズに行えるような形になって、時間外を行わなくなるような形になったために減額するものでありますので、ご理解の方をお願いいたします。

### ○京増委員

便利になったということで、それだけの予算が必要ないということなんですけれども、それならば余計に国民年金をきちんと免除なりができる、そういうことが進まなきゃいけないんですけど。

困っているわけですよ、途中で障がい者になったりして無年金になってしまうとか、ですから私はこれを何回か取り上げているんですけども、きちんと対応できるようにしていく、そういう予算にしていく必要がある。実際に、ほかの面で便利になっているんだったら、そこにきちんと光を当てていただきたい、そういう予算にしていきたい、次年度にはそういうふうにする必要があると思いますので、よろしくお願いします。

次に、26ページ、児童福祉総務費の中で、子育てのための施設等利用給付事業について、伺います。

この中には一時預かりも入っていると思うんですけども、一時預かりの利用状況の推移について、例えば有料だったときと現在と、どのような推移なのか、お伺いします。

### ○春日子育て支援課長

申し訳ありません。今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

### ○京増委員

じゃあ後で教えていただきたいんですけども、といたしますのは、コロナ禍の中で、今までは働かなくても済んでいた方が働かなきゃならなくなって、一時預かりを利用して働く、そういう方は今までもいらっしゃった、そういう中で今、無料になっている中では、やはりきちんと告知していただいて、利用を増やしていただきたいというところで質問いたしました。

とりあえず、それだけです。

### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

**○木内委員**

先ほどの26ページの預かりのところなんですけれども、病後預かりの実績について、教えてもらっていいですか。

**○春日子育て支援課長**

令和3年度につきましては、実績はありません。

**○木内委員**

コロナ感染等での相談もなかったということによろしいですか。コロナに大人が感染したりとかして、病後の面倒が見られないだとか、そういったところの関係の相談というのものもなかったということによろしいですか。

**○春日子育て支援課長**

相談はなかったです。

**○木内委員**

案内がちゃんとできていたかどうか、ちょっと心配だったので質問させていただいたんですけども、今年もまたそういったことが発生すると思いますので、何らかの形でまた広報とかをしていただければと思いますので、せっかくの病後預かり、大事なことでするので、広報の方をよろしくお願いいたします。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小澤委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の内1項1目及び3目について、提案者の説明を求めます。

**○小山田健康増進課長**

それでは、補正予算書30ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費中、1目保健衛生総務費及び3目母子保健費について、ご説明いたします。

1目保健衛生総務費は、補正前の額から2億8千4百70千円を減額し、補正後の額を2億6千301万3千円とするものです。

説明欄をご覧ください。

保健衛生費、18節印旛市郡小児初期急病診療所負担金2億9千1万8千円の減は、当初積算した受診者数よりも減少したことにより減額するものでございます。

成田市急病診療所負担金7万1千円の増は、当初積算した受診者数より1名増員となったことから、負担金の増額となったものでございます。

3目母子保健費は、補正前の額から5億4千300万円を減額し、補正後の額を2億2千856万9千円とするものです。

説明欄をご覧ください。

妊婦・乳児健康診査事業費700万円の減は、対象となる妊婦や乳児の減少によることから減額となったものでございます。

子育て世代包括支援センター運営事業費157万円の増は、令和2年度の産後ケア事業の国庫補助金の額が確定したことによる返還金で、令和2年度の新規事業として産後宿泊ケア事業の利用者がいなかったこと、また産後訪問ケア事業の利用者が延べ10人にとどまったことから返還することとなったものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○小澤委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

**○小高委員**

3目の妊婦・乳児健康診査事業費700万円の減に対しまして、妊婦、乳児の減少とありますけど、これは対象者の減少ですか、それともコロナ禍で健診を受けられなかったのか、減少の捉え方はいかがなんでしょうか。

**○小山田健康増進課長**

対象者数の減少というふうに考えております。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○京増委員**

今の700万円の減額についてなんですけれども、対象者が減ったということなんですけれども、妊産婦の人数が減ったということはあると思うんですが、コロナ禍で、本来ならば受けなきゃいけない方たちは全員が受けたのか、受診率というのはどうだったのか、お伺いします。

**○小山田健康増進課長**

12月末時点での集計でございますが、妊婦一般健康診査で健診を受けた件数は、お一人14回の検査がありますけれども、総数が2千479件でございます。それを14回で割りますと176人ということになりますけれども、14回を全て受診する方は少ないと聞いておりますので、ほぼ健康診査を受診しているものというふうに考えております。

**○小澤委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小澤委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

会議中ですが、執行部入替えのため、ここで10分間の休憩を行います。休憩後は9款教育費、第3表繰越明許費補正の内2款総務費、3款民生費、9款教育費の審査を行います。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時18分)

○小澤委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、春日子育て支援課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○春日子育て支援課長

先ほど京増委員から、コロナ禍においての一時預かり保育の推移について、ご質問がございましたけれども、お答えいたします。

令和2年度は1年間で2千681人、令和3年度は12月末までの9か月で1千603人でございます。月に換算しますと、令和2年度は223人、令和3年度は178人ということで、コロナ禍の影響が出ていると考えられます。

以上です。

○小澤委員長

京増藤江委員、よろしいですか。

○京増委員

はい。

○小澤委員長

次に、中澤市民課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○中澤市民課長

すみません。先ほど京増委員の方からご質問のございましたマイナンバーカードの再交付の枚数につきまして、マイナンバーカードの交付につきましては平成28年1月1日から開始されておまして、申し訳ないのですが、平成27年度1月から3月の数字はちょっと押さえられていないんですが、平成28年度から令和2年度までで248枚です。今年度に入りましては、109枚の再交付がございました。

○小澤委員長

京増委員、よろしいですか。

○京増委員

はい。

○小澤委員長

次に、歳出9款教育費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順をお願いいたします。

○井口教育総務課長

それでは、歳出9款教育費について、ご説明いたします。

補正予算書の37ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、補正前の額に40万円を増額し、補正後の額を3億3千240万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費40万円の増額は、業務量の増加に伴い、時間外勤務手当を増額するものです。

#### ○鈴木教育委員会参事

続きまして、3目教育指導費につきましては、補正前の額から21万9千円を減額し、補正後の額を6千752万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

育て八街っ子推進事業費21万9千円の減額は、行事の中止によるバス借上料の減額です。

続きまして、38ページをご覧ください。

2項小学校費、2目教育振興費につきましては、補正前の額から103万7千円を減額し、補正後の額を1億7千217万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費103万5千円の減額は、行事の中止によるバス借上料の減額です。

小学校児童援助奨励費100万1千円の減額は、決算見込額に基づき特別支援教育就学奨励費を減額するものです。

小学校ICT環境整備事業費99万9千円の増額は、公立学校情報機器整備事業補助金を活用し、電子黒板3台を購入するものです。

続きまして、3項中学校費、2目教育振興費につきましては、補正前の額から39万7千円を減額し、補正後の額を1億915万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校生徒援助奨励費206万1千円の減額は、決算見込額に基づき要保護・準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を減額するものです。

39ページをご覧ください。

中学校ICT環境整備事業費166万4千円の増額は、公立学校情報機器整備事業補助金を活用し、電子黒板5台を購入するものです。

#### ○井口教育総務課長

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、補正前の額から449万2千円を減額し、補正後の額を1億9千718万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

子育てのための施設等利用給付事業費469万2千円の減額は、子育てのための施設等利用給付交付金の支出見込額に基づき、不用額を減額するものです。

次に、幼稚園諸費20万円の増額は、支出見込額に基づき、不足が見込まれる光熱水費を増額するものです。

#### ○小川社会教育課長

続きまして、40ページをご覧ください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、ご説明いたします。

補正前の額から104万7千円を減額し、補正後の額を1億585万5千円にしようとする

ものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の減額は、職員手当等で時間外勤務手当の調整に伴う減額です。

次に、社会教育振興費62万4千円の減額は、7節報償費20万円は、各幼稚園、小・中学校で実施している家庭教育学級の対面での開催を避け、オンラインで動画配信したことによる、講師謝礼等の減であります。

11節役務費20万8千円は、新型コロナウイルス感染拡大から講演会等が中止になったことによる講師派遣手数料及び手話通訳手数料の減が主なものでございます。

41ページも併せてご覧ください。

次に、青少年健全育成費32万3千円の減額は、7節報償費25万8千円は、市内5小学校で児童の安全安心な居場所を確保するため放課後子ども教室を開校しており、新型コロナウイルス感染拡大防止から一時的に休校にしたことによる指導員謝礼が主なものです。

次に、2目公民館費について、ご説明いたします。

補正前の額から225万9千円を減額し、補正後の額を655万1千2百円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の減額は、職員手当等で時間外勤務手当の調整に伴う減額でございます。

次に、中央公民館管理運営費139万7千円の減額は、7節報償費78万8千円は、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用していることから、主催学習講座を見直したことによる減であります。

12節委託料34万7千円は、大会議室の舞台照明の保守点検を見直したことによる減でございます。

42ページをご覧ください。

中央公民館整備事業費76万2千円の減額は、12節委託料で、事務室のある中棟、小・中会議室のある南棟のLED照明工事を施行するにあたり、設計業務委託を行う予定でしたが、大会議室のLED照明工事を延伸し、令和4年度予算に計上したことから、計画の見直しを行ったことによる減であります。なお、この予算に関しましては来年度実施する予定で、新年度に計上したところであります。

## ○森図書館長

続きまして、3目図書館費につきましては、補正前の額から37万8千円を減額し、補正後の額を1億7千426万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の増額は、一般職職員の時間外勤務手当の調整に伴う増額補正です。

図書館整備事業費47万8千円の減額は、委託料で、令和4年度に行う照明設備改修工事の実設計業務が完了したことに伴う執行残額13万7千円の減額と、令和3年度に行った高

天井照明及び非常灯改修工事の管理業務が完了したことに伴う執行残額34万1千円の減額補正です。

#### ○小川郷土資料館長

次に、4目郷土資料館費について、ご説明いたします。

補正前の額から13万4千円を減額し、補正後の額を172万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

郷土資料館管理運営費13万4千円の減額は、11節役務費13万円は事務室を中央公民館移転に伴って、財務会計等に伴うインターネット使用料の減が主なものでございます。

次に、5目市史編さん費について、ご説明いたします。

43ページも併せてご覧ください。

補正前の額から95万9千円を減額し、補正後の額を347万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

市史編さん費95万9千円の減額は、7節報償費90万円は市史編さん専門委員及び協力員による活動について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動の一時停止による減が主なものでございます。

#### ○鈴木教育委員会参事

続きまして、6項保健体育費、2目学校保健費につきましては、補正前の額から1千730万6千円を減額し、補正後の額を4千194万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校保健特別対策事業費1千730万6千円の減額は、決算見込額に基づき不用額を減額するものです。

#### ○川津学校給食センター所長

続きまして、5目学校給食費は、補正前の額に10万円を追加し、補正後の額を6億1千150万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の増額は、一般職職員の時間外勤務手当の執行状況に基づき増額補正しようとするものです。

以上で、歳出9款教育費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○小高委員

私から1点だけ。43ページで、最後に参事が説明してくれた教育費、保健体育費の中で備品購入費、学習用備品1千730万6千円が減額になっているんですけど、教育予算が毎年厳しい中で、これだけ予算執行できなかつたのか、どういうもの、また理由があつたのか、

お伺いたします。

○鈴木教育委員会参事

お答えいたします。

当初、補助金の額を見込みまして、電子黒板の方を購入する予定でありましたけれども、補助金の額が見込めませんでしたので、減額させていただいたところでございます。

○小高委員

今期、電子黒板を中学校、小学校に多少買っているわけですけど、以前にもIT化で黒板が必要だったと思うんですけど、買えなかった電子黒板の台数はどのくらいだったんですか。

○鈴木教育委員会参事

お答えいたします。

現在、今年度末に配備する予定は市内小学校に26台、中学校に15台です。今年度、補正の中で、小学校に新たに3台、中学校については5台といふうふうに考えておりますが、大体同じぐらいの数がまだ不足している状況でございます。

○小高委員

今後どういうふうにそれを、今年度に補えなかった分を補っていくのか、お伺いたします。

○鈴木教育委員会参事

お答えいたします。

今年度、購入できなかったものについては、今後計画的に配備していきながら、全教室に3年をめどに予算計上の方をしていきたいと考えております。

○小高委員

突っ込んで聞いちゃうけど、コロナ禍でリモート学習に対しても使うわけじゃないですか。パソコン画面よりも大きな画面で、リモートの子どもたちとワーキング、また授業を行うにあたって、コロナ対策の予算として、補助金として、もう検討したと思うんですけど、駄目だったわけですね。

○鈴木教育委員会参事

今、委員がおっしゃったように、今年度については補助金の限度額の中で購入させていただいたところですよ。今コロナ禍の中で、電子黒板の活用というのは非常に重要だと考えています。ただ、電子黒板を購入しても、職員の研修ですとか、ただ画面を映す、投影するものであれば、今の学校にあるモニターでも可能でありますので、電子黒板の活用については、各学校の高学年、それから中学校については3年生を中心に配備していきながら、今後計画的に進めていきたいと考えております。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

41ページなんですけれども、18節子ども会育成会連絡協議会活動補助金1万6千円の減額予算となっておりますけれども、今、子ども会はどのくらいあるのか、また所属する子ども

もたちはどのぐらいなのか、お伺いします。

#### ○小川社会教育課長

すみません。ちょっと今は手持ち資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

#### ○京増委員

昔は子ども会が活発だったわけなんですけど、子どもたちの居場所としてもぜひ子ども会が活発ならいいなと、地域の方に見守られて活動できる、そういう場所として、1つでも維持できたらいいなという思いで質問いたしましたので、よろしくお願いします。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第3表繰越明許費補正1追加の内2款総務費、3款民生費、9款教育費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

#### ○中澤市民課長

第3表繰越明許費補正1追加について、ご説明いたします。

補正予算書の7ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度関連事務費458万7千円の繰越しにつきましては、できる限り早期にマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を実現できるよう、住民記録システムの改修に係る令和4年度国庫補助金の前倒しにより業務を開始することといたしましたが、年度内に完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

#### ○春日子育て支援課長

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費200万8千円は、令和3年度中に事業を完了できない見込みである20人分の給付金と、通信運搬費等事務費8千円を繰り越すものでございます。

同じく、3款民生費、2項児童福祉費、児童クラブ管理運営費278万6千円、私立保育園運営事業費343万7千円、私立認定こども園運営事業費379万7千円、家庭的保育事業等運営事業費151万7千円につきましては、全て処遇改善補助事業で、年度内に事業を完了できない見込みのため、繰り越すものでございます。

#### ○鈴木教育委員会参事

8ページをご覧ください。

9款教育費、2項小学校費、小学校ICT環境整備事業費99万9千円につきましては、財源となる公立学校情報機器整備事業補助金の交付決定が3月の予定であり、購入手続が年度内に終了しないため、予算を繰越しするものです。

3項中学校費、中学校ICT環境整備事業費166万4千円につきましても、小学校費と同

様です。

以上で、第3表繰越明許費補正1追加の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○小澤委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小澤委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

**○小川社会教育課長**

先ほど京増委員の質問の中で、子ども会の団体数と会員数はどのぐらいいるかということで、答弁できなくて申し訳ございませんでした。

団体数が14団体、会員は子どもが106名、指導者が68名で、合計で174名となっております。

**○小澤委員長**

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

**○京増委員**

ありがとうございます。

**○小澤委員長**

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

**○京増委員**

それでは、議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、2款3項1目戸籍住民基本台帳費に対する反対討論をいたします。

社会保障・税番号システム、政府は2023年度末までにマイナンバーカードを健康保険証として全医療機関で利用するよう進めております。国民は、現在交付されている健康保険証に何ら不都合を感じてはおりません。むしろ、盗難や紛失した際の個人情報漏えいに大きな不安を感じています。その不安を解消しないまま、さらに政府は将来的には個人財産情報等を組み合わせ、国民一人一人の経歴や資産、健康状態を国が掌握しながら、社会保障費のさらなる国費負担削減をしようとしております。

国民一人一人の多岐にわたる個人情報を組み合わせる社会保障・税番号制度は、社会保障充実に繋がらず、国民は必要としておりません。大きなリスクを負わせる制度の廃止を求めて、反対いたします。

以上です。

**○小澤委員長**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小澤委員長

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

会議中ですが、職員入替えのため、5分間休憩します。

執行部の皆様に申し上げます。休憩後は議案第7号の審査を行いますので、審査に関する職員以外は退席して結構です。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午前11時46分)

○小澤委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、議案第7号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

それでは、議案第7号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について、説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4億5千337万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億1千803万円にしようとするものでございます。

詳細は、事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず、歳入についてですが、2款2項1目保険給付費等交付金は補正前の額に4億4千239万5千円を追加し、補正後の額を63億5千644万9千円にしようとするものです。

1節保険給付費等交付金(普通交付金)4億1千968万円の増額は、千葉県より62億5千638万1千623円の変更交付決定を受けたことにより、その差額分を増額するものでございます。なお、この交付金は歳出2款保険給付費中、療養給付費、療養費、高額療養費、支払審査手数料の支払いに充てる交付金でございます。

2款保険給付費等交付金(特別交付金)2千271万5千円の増額のうち、保険者努力支援分1千285万7千円は、3千614万4千円の変更交付決定を受けたことにより、その差額分を増額するものでございます。

特別調整交付金分985万8千円は、この交付金の申請期間である令和3年1月から12月

までの間に手続を完了した、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税減免による減収相当額のうち、令和2年度分は減収額の全ての600万2千円を、令和3年度分は減収額の10分の4に相当する385万6千円の交付を見込み、既定の予算に追加するものでございます。

3款1項1目利子及び配当金は、国保財政調整基金積立金利子2千991円の預金利子を計上するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、補正前の額から454万7千円を減額し、補正後の額を5億4千801万3千円にしようとするものです。

1節保険基盤安定繰入金212万円の増額は、低所得者世帯の負担軽減を図る国民健康保険基盤安定負担金につきまして、前年度実績より211万9千831円増の4億8千239万8千1円の交付が確定したことによるものです。54.1パーセントの世帯が保険基盤安定負担金算定上の軽減対象となっております。

3節出産一時金繰入金666万7千円の減額は、予算の執行状況から、出産者24名分に相当する繰入金を減額しようとするものでございます。

9ページをご覧ください。

4款2項1目財政調整基金繰入金は、補正後の予算額をゼロとするもので、財政調整基金に依存しない国保運営が見通せたため、繰入金を取りやめるものでございます。

5款1項1目繰越金は、補正前の額に4千298万4千円を追加し、補正後の額を1億4千195万1千円にしようとするもので、令和2年度決算に伴う繰越金でございます。

6款1項1目一般被保険者延滞金は、補正前の額に1千40万9千円を追加し、補正後の額を4千160万9千円にしようとするものです。これは、令和3年12月末までに収納した延滞金総額を計上したものでございます。

7款1項2目災害臨時特例補助金は578万4千円を新たに計上しようとするもので、新型コロナウイルス感染症対応分として、令和3年12月までに審査した令和3年度分の国民健康保険税減免額の10分の6に相当する国庫補助金でございます。

次に、歳出でございます。

10ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、補正前の額から100万円を減額し、補正後の額を2千162万5千円にしようとするもので、診療報酬明細点検業務委託料契約額及び点検件数の減により不用額が見込まれるため、未執行予算の一部を減額するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、補正前の額から3億5千245万3千円を増額し、補正後の額を53億6千344万4千円にしようとするものです。これは、上半期における執行率から、予算に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、財源である保険給付費等交付金（普通交付金）について、千葉県より変更交付決定を受けたことにより、財源の組替えを行うものでございます。

11ページをご覧ください。

2款4項1目出産育児一時金は、補正前の額から1千万円を減額し、補正後の額を2千361万7千円にしようとするものです。これは、令和4年1月までの出産育児一時金の受付数が40件であることから、24件分の予算を削減し、56件分の予算へ削減、減額補正するものでございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分及び3款3項1目介護納付金分については、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税減収による減収相当額を支援する保険給付費等交付金（特別交付金）や災害臨時特例補助金等について、交付金確保の見通しとなったことから、財源の組替えをするものです。

12ページをご覧ください。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、補正前の額から500万円を減額し、補正後の額を4千695万4千円にしようとするものでございます。これは、特定健康診査委託料について、特定健診受診者が当初の見込みより減少し、不用額が見込まれるため、減額するものでございます。

6款1項1目基金積立金は、補正前の額に1億1千692万5千円を追加し、補正後の額を1億1千692万6千円にしようとするものです。これは、本補正予算により生じた歳入超過額1億1千692万5千円を基金に積み立てるものでございます。

以上で、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

#### ○小高委員

12ページで特定健康診査500万円が減額になっていますけど、毎回、減額補正が多少出ますけど、コロナ禍において予約制でかなり効果が上がっているという話が出ている中で、約10パーセントぐらいですかね、受診率が若干落ちている傾向が、この数字を見ると、あるように感じているんですけど、実情はいかがか、お伺いいたします。

#### ○石井国保年金課長

昨年度は緊急事態宣言中の健診となっていて、大幅に減少してしまいました。今年度も8月に集団健診を実施しましたが、あいにく緊急事態宣言下での健診となってしまうと、結果的に、当初見込んでいたほど受診率が伸びなかったという状況がございまして。ただ、集団健診につきましては、令和2年度とほぼ同数の2千519人という集団健診の実績を残しています。これに加えまして、新規に始めました個別健診、八街市内の医療機関、あと隣の酒々井町にあります千葉しすい病院、虎ノ門クリニック、この病院の協力を得まして個別健診を行ったのですが、こちらで1千197人の受診がございまして、結果的に個別健診分が昨年度を上回るような状況になりました。合計しまして3千716人ということで、27.6パーセントの受診率になります。ただ、目標は6千人でしたので、予算上の。大幅に減少しまして、とりあえず確実に減額が見込める500万円につきまして、今回減額の方をさせ

ていただきます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第7号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小澤委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

会議中ですが、昼食のため休憩を行います。休憩後は議案第8号、9号、13号、14号、15号の審査を行います。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時10分)

○小澤委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、議案第8号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

続いては、議案第8号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ486万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3千246万8千円にしようとするものでございます。

詳細は、事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目特別徴収保険料分は、補正前の額から1千169万5千円を減額し、補正後の額を3億1千827万円にしようとするものでございます。

2目普通徴収保険料は、補正前の額に現年度分保険料分669万2千円を追加し、補正後の額を現年分と滞納繰越分を合わせて2億4千741万3千円にしようとするものです。現年

度分保険税は令和3年12月現在の調定額から、特別徴収分保険料分は減額、普通徴収分については増額を見込むものでございます。なお、この補正後の現年分の後期高齢者医療保険料と、令和2年度の現年分の保険料決算額を比較しますと2千923万8千800円、5.5パーセントの増となります。

2款1項2目基盤安定繰入金は、補正前の額から400万円を減額し、補正後の額を1億5千689万6千円にしようとするものです。低所得者等の負担軽減を図る保険基盤安定負担金につきましては、前年度実績より316万8千896円増の1億5千120万8千326円の交付が確定したことによるもので、70.3パーセントの方が保険基盤安定負担金算定上の軽減対象となっております。

3款1項1目繰越金は、補正前の額に413万7千円を追加し、補正後の額を613万7千円にしようとするもので、令和2年度決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

9ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額から680万3千円を減額し、補正後の額を7億2千111万1千円にしようとするものです。これは、現年度分保険料収入の減や、保険基盤安定負担金の確定、令和2年度に歳入した保険料等のうち、令和2年度中に広域連合へ納付できず、令和3年度に繰り越した繰越金など、広域連合への納付金を調整するものでございます。

3款2項1目一般会計繰出金は193万7千円を新たに計上するもので、令和2年度における一般会計からの法定分繰入金の余剰金が発生したことにより、一般会計へ繰り出すものです。

以上で、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第8号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

## ○小澤委員長

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

## ○飛田高齢者福祉課長

それでは、議案第9号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1千156万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億7千121万5千円にしようとするものです。また、第2条において、繰越明許費を設定しようとするものです。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費、1款総務費、1項総務管理費、事業名、一般管理費773万円は、高齢者施設の非常用自家発電設備整備に充てるための地域介護・福祉空間整備事業補助金で、国の補助率10分の10の事業です。当初、2施設に対する補助を予定していましたが、いずれも国の採択には至りませんでした。しかし、本年1月になり、国の追加募集があったため、2施設のうち1施設について、再度、国と協議していますが、採択の可否は今月中の予定で、仮に採択された場合、年度内の事業完了が困難なため、明許繰越ししようとするものです。

次に、歳入につきまして、8ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目地域介護福祉・空間整備等交付金906万5千円の減は、明許繰越しする1施設分の交付金を残し、それ以外を減額しようとするものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、6目その他繰入金250万8千円の減は、地域介護・福祉空間整備等交付金の不採択及び主治医意見書記載手数料の減などに伴う一般会計からの事務費等繰入金の減額です。

次に、歳出につきまして、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費973万3千円の減は、全額、18節負担金補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備事業補助金の減で、歳入でご説明いたしました非常用自家発電設備整備1施設分の補助金の減額等です。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費184万円の減は、介護認定審査に必要な主治医意見書の記載手数料の減額です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金107万8千円の減は、全額、24節積立金の減です。

10ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金及び還付加算金108万3千円の増は、所得構成等による還付の発生に伴う保険料過誤納還付金の増額補正です。

以上で、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

○小澤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小高委員

10ページの還付金108万3千円は、どういう状況で、内容はどうだったのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

介護保険料の収納後に、所得構成等によりまして還付金が発生したものですけれども、当初の予定金額を上回ってしまいましたので、その分につきまして、増額補正をお願いしているものでございます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第9号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小澤委員長

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間、休憩いたします。再開後は、議案第13号、14号、15号の審査を行います。

(休憩 午後 1時20分)

(再開 午後 1時26分)

○小澤委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第13号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

説明は省略し、直ちに質疑を行います。質疑の際は、予算書のページと項目をお示しいただいた後、質疑をお願いいたします。それでは、質疑を許します。

○京増委員

まず、297ページ、一般被保険者国民健康保険税について、伺います。

令和4年度の現年度分国保税収は前年度比2千818万8千円の減額予算ですが、この要因は未就学児童の均等割半額軽減措置、そして国保からの離脱分を含めての減額予算というこ

とでございます。今回の子どもたちへの国保税均等割軽減は歓迎できます。これからは、残りの2分の1も中止していくというふうに求めたいと思います。

国保税は所得がなくても負担しなければなりません。所得200万円未満世帯の滞納割合は、この間、6割を占めております。令和4年度の収納率の見込みは88.38パーセントということだったと思いますけど、これで数字は合っているかどうか、まずお伺いします。

**○石井国保年金課長**

そのとおりでございます。令和元年度が88.38パーセントでした。今現在、1月末現在を見ますと、令和元年度の収納率を、0.3ポイントですが、上回る収納率を維持しておりますので、来年度は88.38パーセントを確保できるのではないかと予算で見込んでおります。

**○京増委員**

令和2年度の収納率は87.8パーセントと低かったように思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

**○石井国保年金課長**

令和2年度は87.83パーセント、令和元年度はそれよりよくて、88.38パーセントでした。令和元年度の1月末の収納率を今回は上回る見込みで、令和3年度は推移していますので、令和元年度と同水準の88.38パーセントの収納率を見込み、予算化しております。

**○京増委員**

その説明は分かるんですけども、しかし今、物価がすごく上がっている、そして年金も下げられている、消費税も10パーセントのままということは、市民の暮らしは令和元年度よりもはるかに大変じゃないかというふうに思うんですけども、この点については、この収納率でいいのかどうかということが疑問なんですけれども、その際には徴収強化ということになるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○石井国保年金課長**

決して収納強化とか、そういう見込みではなくて、あくまでも令和元年度の収納率の状況で推移しているので、来年度も、令和4年度も同水準を見込めるものと考えまして、予算計上の方をしております。

**○京増委員**

その際、やはり、収入が本当に少ない、生活大変な方たちには、生活保護並みの水準の方には減免とかということも考えていかなければならないと思います。

午前中の質疑の中では、子育て中の世帯では、その条件での申請はなかったと、減免申請はなかったということなんですけれど、全体ではどうだったのか、お伺いします。

**○小澤委員長**

答弁はできますか。

**○石井国保年金課長**

減免の全体ということによろしいのでしょうか。

#### ○京増委員

午前中に生活保護水準の方たちの国保税減免、子育て世帯の減免についてお伺いしました。その答弁では、申請がなかったというふうにお聞きしたんですけど、あのときには未就学児の軽減が対象でしたから、全体は聞きませんでした。今は全体の中での減免申請はどうだったかという、そういう質問です。

#### ○石井国保年金課長

あくまで減免ということですと、今、八街市はコロナウイルス関係で収入が前年より30パーセント減少したものの方の減免を、また1つ行っています。これにつきましては、令和4年2月25日現在で60件、989万8千900円の減免を実施しております。

また、こちらは額の方は出ていないんですが、倒産や解雇など、事業者の都合によって辞職した非自発的失業者への軽減、これにつきましては、令和3年度2月24日現在で85件の方の非自発的失業者の軽減ということで、前年の所得を30パーセントとみなして大きな軽減措置を適用しております。

あと、火災の関係の減免、五区の火災なんですけど、大規模火災による減免、5件、73万1千100円の減免を実施しております。

減免につきましては以上であります。

#### ○京増委員

そのことについてはコロナの減免をされた方も、もしかしたら、もともとの恒常的低所得者の世帯もあるかもしれません。しかし、もう普段から低所得の方たちは、恐らくコロナの問題が起きる前から低所得者だったのではないかと推測されますから、だから、私も恒常的低所得者に対する減免制度を作るようにということで、要望してきたわけです、今まで。ですから、そこがどうなっているかということをお聞きしたんですけども、じゃあ、ないわけですね、この全体の中でも申請がなかったということのようですね。

#### ○石井国保年金課長

低所得者、所得が低い理由での減免の実績はございませんでした。こちらにつきましては午前中も説明させていただきましてとおり、保険税制度につきましては公平に国保加入者の方に負担をしていただいておりますので、ただ単に所得が低いから減免するという事は法令上好まないとされております。あくまでも減免するのは納税能力がない方、資産がない方、貯蓄等がない方、その上で著しく所得が減少したという方を対象とされておりますので、そういう方につきましては、今年度につきましては申請はございませんでしたので、減免の方は実績もございません。

#### ○京増委員

国保の場合は、所得がゼロでも国保税を払わなきゃいけないと、そういう大きな矛盾があるわけですから、ですから、そういう中で滞納した場合には、本当に大変なことになる、資格証明書が出されて、限度額認定証が交付されないということで、ますます健康状況が悪くな

る。それは市民にとっても本当に不幸なことだし、市にとっても結局はそこから生活保護に移行したとしても、市の負担は大きくなるわけですね、医療費がかかって。ですから、私はここはこだわるわけなんです。

本当に低所得者に対する軽減、また限度額認定証を交付しないということについては、国の方は、あくまでも限度額認定証は交付しないと、そういう規制なんですか。この点について伺います。

#### ○石井国保年金課長

限度額認定証の交付要件につきまして、滞納がないことというのが政令にうたわれております。ただ、特別の事情がある方については例外措置とされておりますので、申請があったときには、特別の事情に該当するような事案がないかどうか確認した上で判断の方をしております。

#### ○京増委員

実際にそうやって限度額認定証を交付した例がありますか。

#### ○小澤委員長

京増委員に申し上げます。予算書の項目に従って質問をお願いします。

#### ○石井国保年金課長

今年度につきましては、申請があった中で滞納がある方についての限度額認定証の発行の実績はございません。

#### ○京増委員

これは命に関わる、病人から病院を遠ざけるようなことになって、命に関わる、そういう内容ですから、私はこれは国の方に強く要求していただきたいと思います。

全国市長会でも国保への負担割合を増やすようにということで再三要求してくださっているようですけれど、市長に伺いたいんですけれど、この点についての市長会での要望はどうなっているのか、伺います。

#### ○北村市長

実は全国市長会でも国保の安定的な運営ができるよう国庫負担の割合の引上げ、あるいは国保財政基盤の拡充強化ということで、国の責任において実効性のある措置を講じるということと、特に低所得者層に対する負担軽減策の拡充強化をするとともに、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するというので全会一致の中で決議しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○京増委員

全国市長会のその要望は本当に命に関わる大切な要望だと思いますので、ぜひ、引き続き要望していただき、国の実施を求めていきたいと思います。

次に、298ページ、県支出金の中の1目です。保険給付費等交付金の中の2節、保険者努力支援分が昨年より上がっておりますけれど、これはどういうことが影響しているのか、伺います。

### ○石井国保年金課長

今回、3月補正でも増額の方の計上させていただいているところなんですけど、こちらは令和3年度から国の方で交付基準を整備した市町村国保ヘルスアップ事業計画というのがございまして、こちらに搭載された事業について、事業費分ということで、事業費に相当する分について、こちらの努力支援制度で対象となることになりました。今まではこちらについて取組分について対象になっていたんですが、特定健診の受診率向上施策に取り組んでいるかとか、保健向上に向けた施策に対して取組をしているかということだけだったんですが、今回はそれに関係するものとして事業費関連分ということで、事業費そのものがこちらの努力支援の対象になるものが増えました。それが生活習慣病対策ということで、特定健診未受診者への対策とか、受診勧奨、要は今年度行いましたAIを活用した受診勧奨事業、それとか生活習慣病重症化予防対策、これも今年度から始めたものなんですけど、これらの事業が全てこちらの努力支援ということで事業関連分ということで、新たに支援されることになりましたので、大幅に増額しているような状況になっています。

### ○京増委員

その下なんですけれども、新型コロナウイルス感染症傷病手当金、これが60万円の計上です。この手当金は今まで従業員だけなんですけれども、新年度も従業員だけなのか、お伺いします。

### ○石井国保年金課長

そのとおりでございまして、あくまでも被用者の方、給与を受給している方のみの対象となります。

また、先般、期限の方が延長されまして、令和4年6月30日までにコロナ関係によりまして休暇を取らざるを得なくなった方について対象とする期間が延長されたところであります。

### ○京増委員

これは従業員だけであったとしても、傷病手当金がコロナに関して初めて実施されたということでは、私はこれは画期的なことだと思うんです。

しかし、事業を進めていくためには、やはり、事業主への傷病手当金もこれは必要だと思うんですけれども、これは全国市長会では、市長、事業者への傷病手当というのは実施すべきだというような、こういう意見は出ていないんでしょうか。

### ○北村市長

実は全国市長会でも、この事案につきましてはるる決議しておりまして、ポストコロナを見据えた地域経済、雇用対策の充実に関する決議において、依然として地域経済を担う中小企業、あるいは小規模事業者の、あるいは農林事業者が厳しい状況に置かれていることを考えて、地域経済、あるいは雇用の確保、いろんな感染予防対策、しっかりと対策を講じるよう全国市長会では決議しております。

### ○京増委員

ありがとうございます。

本当に全国市長会もやはり市民の暮らしをちゃんとつかんで、そういう要求をしていただいているということなわけですね。中小企業が雇用の維持をしてくれているという点では、ぜひ、これは実施できるようにということで強く要求しておきたいと思います。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○小高委員

309ページでAIを活用した事業があります。これで複数年、活用を始めて3年目ぐらいですかね、たっていると思うんですけど、そろそろはっきりとした成果も出てきた中での予算計上かなと思います。それが特定健診に結び付いたり、また、下の項目のジェネリック活用に結び付いたりしているのではないかと思います。ここで計上するにあたって、今までのどのような効果の基に今回予算計上されているのか、お伺いいたします。

#### ○石井国保年金課長

こちらは、始めて、おっしゃるとおり、3年になるんですが、昨年度につきましては、コロナ感染下ということで、こちらの事業を中止しまして、実施していない状況でございます。今年度、また新たに実施したんですが、令和元年度は健診率が著しく伸びたところなんですが、令和2年度、コロナ禍の影響もありまして、勧奨事業を中止しました関係がありまして、またぐんと受診率は下がってしまいました。今年度はまたAIを活用した事業、今年につきましては個別健診もありましたので、それを振り分けまして個別健診、集団健診双方でのAIを活用した啓発を呼びかけまして、個別健診は午前中に説明しましてとおり、大きく健診者が伸びたところなんですが、集団健診につきましては、昨年度と同じような実績であります。

いずれにしても、実施できなかった昨年度より、実施しました今年度の方が著しく受診者の方は伸びておりますので、大きな効果がある事業だと認識の方をしております。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○京増委員

304ページ、一般被保険者療養給付費について伺います。

前年度より5千985万9千円の増額予算なんですけれども、これは国保から離脱した方もいらっしゃる中で療養給付費の伸び率というのは、コロナは別としても、コロナ以前の伸び率と比較して、どういう状況なのかを伺います。

#### ○石井国保年金課長

療養給付費の対象につきましては、過去3年間の実績を基に算出しておりまして、この間、保険給付費の方が著しく伸びておりますので、このような要求の方をしております。

こちらは保険対象の医療費なんですが、平成30年につきましてはレセプト1件当たりの医療費が2万2千424円だったものが、令和元年度は2万3千312円、令和2年度が2万5千500円ということで、1件当たりのレセプトの単価が伸びています。また、被保険

者の1人当たりのものにつきましても、平成30年が32万1千392円だったものが令和元年度は33万8千234円、令和2年度につきましては1人当たり、コロナの影響が若干下がっています。33万7千516円ということで、若干下がっているんですが、今年度につきましても、今回3月補正の方で増額計上させていただいたとおり、大きくまた保険給付費が伸びているような状況にあります。

ですが、被保険者は減って、全体の費用額については横ばいという状況になっているんですが、1人当たりのレセプト数、または1件当たりのレセプトの単価、もしくは被保険者1人当たりの医療費となりますと、上昇傾向にあります。

#### ○京増委員

はい、分かりました。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○京増委員

310ページ、保健衛生普及費について、309ページから続いておりますけれど、糖尿病性腎症重症化予防事業、これは未受診率者勧奨プログラム、それから支援プログラムとあるんですけれど、これは令和3年度から、今の年度で始まっているんですけれど、令和4年度も続けていくということで予算が組まれております。今年度始まったこの制度の状況について、中間ですけれど、お伺いします。

#### ○石井国保年金課長

こちらですが、まず310ページの上段の上にございますと糖尿病性腎症重症化予防事業未受診者勧奨プログラム、こちらにつきましては、今年度、記載のとおり、665万1千円の予算を確保しております。こちら令和3年度につきましては、166万8千円で、498万3千円の増となっております。これにつきましては、今年度は初年度ということでありまして、実際、実績なんですけど、120名の予算を今年度計上したところ、実績は172名ということで、大きく伸びている関係で、来年度、令和4年度につきましては190名分の予算を確保しております。

こちら498万3千円、大きく伸びているんですが、こちらの事業の中で、今年度、1つ課題がございまして、対象者の抽出について当課の保健師の方が行っているんですが、こちらの対象者の抽出について、健診データやレセプトデータを基に対象者を抽出しているんですが、対象者がうまく選定できなかったというところがございまして、来年度、こちらを対象者を的確に選定するため、特定健診、レセプトデータ処理対象者リスト作成業務を委託することにしました。その委託費用が加わった関係で、こちらにつきまして498万3千円という大幅な増となっております。

こちらの事業の目的につきましては、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診申請者について、適切な受診勧奨を行うことで治療へ結び付けようとするものであります。

2番目の糖尿病性腎症重症化予算事業支援プログラムですが、こちらにつきましては、令和4年度の予算、ここに記載のとおり509万6千円でありまして、今年度は866万3千円、こちらは逆に356万7千円の減額という状況になっています。

こちらにつきましては、令和4年度予算上の対象者200名のうち、こちらの支援プログラム参加者140名を見込んでおります。

こちらにつきましては令和3年度、今年度の実績は、対象者171名のうち、実際参加していただいた人が26名という状況でありまして、こちらにつきましては、さらに事業が拡大できるような形で支援をするような形で、今年度の実績よりは多めに見込んでおります。

こちらにつきましても同様に糖尿病性腎症の発症、重症化リスクのある方の保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に行うものでありますので、こちらにつきましては、より充実するような形で取組の方を進めていきたいと考えております。

#### ○京増委員

新しい事業で、思ったよりも参加者が少なかったというような苦勞もあるようなんですけど、やはり、糖尿病から透析にもつながっていくということで、これは大変なことですけど、ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、そういう糖尿病になる前にもきちんと予防するためには、やはり、必要な人がちゃんと早く病院にかかれるようにする、そういう病気予防というところからずつつながっていく、そういうことなんだなということをつくづく思いながらお聞きしました。

そしてデータヘルス計画中間評価策定業務という、この業務については、この上の2つの事業と関係があるのでしょうか。なかったとしたら、その説明をお願いいたします。

#### ○石井国保年金課長

データヘルス計画の中間評価策定業務なんですけど、八街市のデータヘルス計画なんですけど、健康増進計画の下位に位置付けられている計画でございまして、平成30年度から令和5年度までを計画期間とするデータヘルス計画であります。

こちらの中間評価の方を行うものでありまして、健康の保持・増進や事業の適正化に向けて健診データやレセプトデータを分析し、計画事業など個々の事業の見直しを行い、健康課題に即した事業へ改善していくものでありまして、こちらは今、計画されている事業や目標を分析しまして、もちろん、こちらは国保年金課で行っていますが、保健指導、生活習慣病の改善が大きなテーマになりますので、糖尿病性腎症重症化予防事業につきましても、こちらの計画の中に位置付けて、さらなる分析と、よりよい事業の方へ検討を重ね、計画の方に改善して乗せていければと考えております。

○小澤委員長 ほかには質疑はありませんか。

#### ○木内委員

予算書の297ページなんですけど、74歳の方が839名というふうにお伺いしたと思うんですけども、その中で未納の方というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

## ○石井国保年金課長

すみません、もう一度確認をさせていただきたいんですが、870、保険税のところ、申し訳ありません。

## ○木内委員

以前、離脱者のところで74歳の予定されている方が839名というふうにお伺いしたと思うんですね、離脱する方。75歳から後期高齢者になりますので、離脱者になると思うんですけども、離脱されても、未納の方について相変わらず請求が行くということで、最終的には対策していくのではないかと思うんですけども、離脱者の中にそういった方がいらっしまった場合に、どのぐらいの期間で処理していくのかも含めてお聞きしようと思ったので聞きました。

## ○石井国保年金課長

国民健康保険税につきましては、世帯主課税という制度を取っておりますので、74歳の方が息子に扶養されていれば、そちらの息子さんの方に保険税が課税されますので、後期高齢者が利用制度に移行しても、その1人分の保険税は減額されるだけでありまして、納税義務者は息子の方に世帯主に移行されるような形になります。

また、74歳の方が後期高齢者に移動してもほかに国保の人が世帯の中にいれば、擬制世帯ということで、国民健康保険の世帯主と言っているんですが、世帯主課税ということで、ほかに国保に加入している方の分を74歳になっても請求するような形になっていきますので、74歳を限定した収納率については、こちらでまだ算定しておりませんので、申し訳ございませんが、お答えすることはできません。

## ○木内委員

ほとんどの場合、世帯主が本人だったりするケースが多くて、もともと国保に入っている、世帯の中に高額というか、社会保障とかに入っている方については、年齢条件等を鑑みて一定条件の年収がなければ、もともとそっちに入っているケースが多いと思います。220万円以上を超えていなければ、そちらの方に加入していることが多いと思うので、全員とは言いませんけども、そういったケースが多のかなと思ってお伺いしたんです。その辺、踏まえていただければと思います。

先ほどから京増委員からもありましたけれども、ヘルス計画の中で、ページ数310ページ数、先ほどから出ているんですが、データヘルス計画の中で、未病、糖尿病だけでなく、ほかの生活習慣病の予防が一番大事なというふうに思いますので、そういったところで新たな計画等を今回立てるのかどうか、他市によっては歩数によってポイントを付与したりだとか、いろんな健康保険の中で予防対策を行っていますけれども、当市の場合、そういった計画が、この中で見受けられないんですけども、あるのかどうかも含めてお伺いします。

## ○石井国保年金課長

今回のデータヘルス計画の中間評価、見直しにつきましては、また、今、新たないろいろ健康課題とか、国等の取組もございますので、それを踏まえた上で総合的な見地から見直しの

方はしていきたいと考えております。

また、健康マイレージ等のポイントにつきましては、今、県の方で県下統一というか、県内の市町村が参加するみたいな形で行っているポイント制度もございます。隣町の富里市等につきましては参加しているような状況でありまして、八街市もそういうものに参加できるかどうか、または市独自で取組を開始できるかどうか、多方面から研究はしていかなければならないものと考えております。

健康状況を続けていくには、本人のやる気というか、健康への取組をどうやって意識を向上させるかというのは、大変なことだと考えておりますので、その辺につきましても研究の方をさせていただきたいと考えております。

#### ○木内委員

予算内で行うということの解釈でよろしいでしょうか。予算組みはしていないので。

#### ○石井国保年金課長

これはあくまでもデータヘルス計画の見直しのための予算でございますので、個々の事業費はまた別になりますので、健康マイレージは、その辺につきましては、全く今のところ予算化とか事業化の方はできておりませんので、予算の方も計上できておりません。

#### ○木内委員

しつこいようですが、大変大切な事業だと思いますので、捻出できるようであれば、また、職員の中でできるのであれば、対策は早めに、県の取組もありますし、また、他市の取組もありますので、参考にしながら、早い時期からやっていくことが国保の軽減になってくることなので、よろしくお願いします。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

#### ○京増委員

それでは、議案第13号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

新年度の国保税込見込額は17億5千812万円で、2千939万2千円の減収です。減収の主な要因は、2022年度から始まる未就学児童の均等割額半額への軽減措置及び国保からの離脱の分です。

日本共産党は、かねてから子どもの均等割廃止を求めてきました。今回の軽減措置は、不十分ではありますが、歓迎できます。しかし、今後も軽減割合と対象年齢の拡大が必要です。特に基本的に年金収入がある後期高齢者支援金の均等割を収入がない人が負担することには

無理があります。子どもの後期高齢者支援金の均等割分を早急に中止するよう国に求めています。

また、市民の収入が減り、生活が圧迫される中、国保税の減免の適用拡充が必要です。令和2年4月から始まった生活保護水準の方への減免適用は、この間、なかったということですが、対象者への適用を求めます。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症傷病手当金が計上されたことは歓迎できますが、対象者は新年度も従業員だけで、事業主には適用されません。事業主にも適用することが必要です。さらに、今後、コロナ以外の傷病手当も対象にするよう国に強く求めています。

特定健康診査について、歳出ですけれど、糖尿病性腎症重症化予防事業、また、糖尿病性腎症重症化予防事業（支援プログラム）について、これは2021年度に開始されましたが、まだ始まったばかりで、これからぜひ充実をさせていただきたいと思います。

市民にとって健康増進・病気予防・重症化予防事業の充実・拡充が大切です。そのためには病気の早期発見・治療が必要です。しかし、国保税を滞納した人に短期保険証を交付し、保険証を交付しない滞留、資格証明書の交付をしています。また、限度額認定証の交付もされません。これは病気重症化の予防にはなりません。正規の保険証交付を求めます。

支払い能力に応じた国保税にするために、全国市長会としても国庫負担を増やすよう国にさらに要望するよう求め、反対討論とします。

以上です。

#### ○小澤委員長

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第13号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

#### ○小澤委員長

起立多数です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午後 2時10分）

（再開 午後 2時19分）

#### ○小澤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第14号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

説明は省略し、直ちに質疑を行います。

質疑を許します。

#### ○京増委員

それでは、321ページ、特別徴収保険料について伺います。

3億3千731万7千円ということで、735万2千円前年度比で増額ということなんですが、特別徴収の方は何人なのか、お伺いします。

#### ○石井国保年金課長

令和元年度、当初納通を発送した時点のものなんですけど、特別徴収は6千191人、全体で68.38パーセント、特別徴収と普通徴収の両方の人は970人、10.71パーセント、普通徴収は1千893人で20.91パーセントという構成割合になっております。

#### ○京増委員

特別徴収の方が多いと。特別徴収の方が6千198人、ちょっとごめんなさい、もう一回。

#### ○石井国保年金課長

あくまでもの人数なんですけど、特別徴収が6千191人で、全体の課税者が9千54人ですので、68.38パーセントの人が特別徴収ということになります。あくまでも当初課税時の状況です。

#### ○京増委員

特別徴収の方が65パーセント超ということで、多くを占めているんですけど、普通徴収の方は3割程度なんですけど、保険料を前年度と比較しますと、普通徴収の方が1千584万2千円、倍以上増えているということは、これは前年度よりも普通徴収の方が増えているというふうに考えていいんでしょうか。

#### ○石井国保年金課長

ということは、制度的なものなんですけど、後期高齢者医療制度では特別徴収の方でも口座振替により納付をしたいということの申出があった場合は、特別徴収をやめて口座振替の方に切り替える、要は普通徴収の方に切り替えることができます。こちらは当初予算の方の割合なんですけど、こちらはあくまでも年度末の特別徴収と普通徴収の割合をもって広域連合から全体の納付金ということで試算した金額が提示がございます。それを便宜上、年度末の割合をもって乗じまして、こちらの方で予算編成をしておりますので、実際の実数と合致しているかといいますと、あくまでも昨年度末の状況で案分しておりますので、状況の方をご理解いただきたいと思います。

#### ○京増委員

今のタイミングでは分からないということのようなんですけど、第8期は、令和4年度と5年度となるんですけど、この保険料は均等割、所得割は、令和2、3年度と変わりません。しかし、低所得者に対する保険料軽減特例が令和3年度に廃止されたために引き上げられますけれども、これは幾ら引き上がるのか、また引き上げられた結果、1人当たりの平均の保険料は幾らになるのか、お伺いします。

### ○石井国保年金課長

こちらの令和3年度と4年度の比較になりますと、保険料率としては変わりませんので、同水準の保険料を維持できるのではないかと考えております。

令和3年度の1人当たりの課税額は5万9千712円でしたので、令和4年度につきましても、税率改正等はありませんので、同水準を維持できるものだと考えております。

また、令和2年、3年度の保険料率、それと令和4年、5年の保険料率、これでいたしますと、今、委員がおっしゃられましたとおり、令和2年度には7.75割という特例の軽減がございました。これによる1人当たりの影響額につきましては、2か年同士の比較ですと、広域連合の方では335円程度の影響があるんじゃないかと試算の方をしております。

### ○京増委員

335円引上げになって、1人当たりの平均の保険料というのは、やはり335円プラスになると思うんだけど、1人当たりの保険料、もう一回お願いします。

### ○石井国保年金課長

あくまでも令和3年度、今年度と令和4年度、来年度ですが、これにつきましては、軽減特例も廃止されておりますし、ほとんどが給料、年金の所得者が占めていると思いますので、大きな所得の変更もないかと思われまますので、1人当たり、今年度5万9千712円ですので、これと同じ水準を維持するのではないかと推測しております。

### ○京増委員

約5万9千700円ということで、大体同じぐらいだということなわけですね。私は、これはもっと高いのかなと思っていたんですが、そうだったんですね。はい。

それと、あと、もう一つ大きな問題が賦課限度額なんですけれど、2万円引上げで66万円にもなるということなんです、これは何人ぐらいが対象になるのか、お伺いします。

### ○石井国保年金課長

こちらは令和3年度の当初課税時の賦課限度額超過人数は48名でしたので、ほぼ同数ではないかとこちらでも推測しております。

### ○京増委員

年金所得の方が2万円も引き上がるということは、本当に大変だし、66万円というのは大変だなと思います。結局は賦課限度額はたびたび引き上げられております。結局引き上げざるを得ないというような、そういう制度だなということがよく分かります。

それで、323ページの一般管理費の中で長寿健康増進事業費235万円について伺いたいんですが、これはこの補助金についての説明をお願いします。

### ○石井国保年金課長

こちらの中身は人間ドックの助成金でございまして、人間ドックにつきましては1人2万円、脳ドックにつきましては1万円の上限額を支給します。その予算でございまして。

### ○京増委員

分かりました。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

広域連合の方から口腔歯科等の補助金とかが来ていると思うんですけど、この予算の中ではどの部分で、どのくらい来ているのか、お伺いいたします。

○石井国保年金課長

歯科検診につきましては、問診票の作成から印刷、全部広域連合の方で予算をもって対応しております。その作成したものがこちらに送られてきて、その中に八街市で対応できる歯医者さんの情報を入れて発送するような形になりますので、歯科検診を受けられるところの一覧表の印刷費用が一般管理費の中に実施機関の案内文書を作るための用紙代が計上されているだけでございまして、大きな支出につきましては全部広域連合の方で計上しているような形になります。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

最後ですけれど、324ページ、後期高齢者医療広域連合納付金についてお伺いします。

予算は7億5千973万1千円なんですけれど、前年度比で3千181万7千円の増額です。これは保険料を県に納めるということなんですけど、大体毎年このぐらい増えると思うんですが、増え方は、この間、推移はどうか、お伺いします。

○石井国保年金課長

すみません、決算額の推移につきましては、資料の手持ちはございませんので、申し訳ございません。ただ、こちらにつきましては、今、被保険者数が伸びております。例えば令和元年度ですと、被保険者は8千834人だったものが、令和2年度8千992人、令和3年度9千107人ということで、昨今ですと、団塊の世代の後期高齢者入りが本市でも始まったようで、今、月100人を超える方が後期高齢者に移動するような形になっておりますので、来年度は1千人を超える方が後期高齢者入りをしまして、1人当たりの保険料については、先ほど説明いたしましたとおり、大きな変更はないんですが、トータルで見ますと、かなり上昇する傾向にございます。

○京増委員

これから団塊の世代も後期高齢者になっていくという点では、高齢者が増えるたびに医療費も引き上がってくる。高齢者の暮らしは本当に大変になっていくという点では負担が増える。この後期高齢者医療保険については、国の方は負担を増やさないために、やっぱり国に要求していかなくちゃいけないと思うんですけど、全国市長会ではちゃんとそういう要求をされているのか、どのように要求されているのか、お伺いします。

○北村市長

実は後期高齢者医療制度等へ全国市長会でも決議しておりまして、円滑な運営を図るために

保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じるということで決議しております。

そして、また、保険料の軽減措置の見直しにあたっては、被保険者の負担感を十分配慮するということを決議しておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

#### ○京増委員

そういう全国市長会の要望は本当に当然のことです。国庫負担を国に元に戻してほしいと・老人医療費が有料化されたのが1983年だったんですけど、そのときには老人医療費に占める国庫負担の割合は45パーセントでした。後期高齢者医療制度が始まった2008年には35パーセントに引き下げてしまったということで、これは最初から高齢者の負担を大きくすると、そういう制度でありました。ぜひ、全国市長会でも負担を増やさないようにということで、さらにお願いをしたいと思います。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対の発言を許します。

#### ○京増委員

それでは、議案第14号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に反対討論をいたします。

2008年4月に創設された後期高齢者医療制度は、2年ごとに見直しがされ、令和4、5年度の制度は第8期目となります。8期目の保険料は、均等割4万3千400円、所得割8.39パーセント、これは前期と同じです。しかし、低所得者に対する保険料軽減特例措置廃止により335円の引上げ、1人当たり平均年間保険料は5万9千700円です。

政府は、制度創設時に低所得者に対し保険料の軽減特例措置を実施したものの、令和3年度に廃止しました。年金削減、物化高の中で保険料軽減特例措置を廃止する要因はありません。存続・充実こそ必要です。

また、賦課限度額を2万円引き上げ66万円に増額します。さらに8期目は保険料の負担増だけでなく、今年10月から年収200万円以上の人の医療費窓口負担を現行の1割から2割に倍増します。

高齢者だけを囲い込む本制度は、高齢者に際限のない負担を押し付ける制度であることを制度創設時に国民が危惧し、反対したとおりの事態が進行しています。

経済的理由で受診を諦め、治療が手後れになる事態は、病状が急変しやすい高齢者には命に関わる大問題です。高齢者に負担を増やす制度改悪をすべきではありません。

高齢者への負担を増やす一方、2割負担は、現役世代の負担軽減については保険料が1人

当たり月30円程度減るだけです。最も削減されるのは国・自治体の公費980億円です。

「現役世代の負担減」を口実にして公的な社会保障費を削減すべきではありません、

老人医療費を有料化した1983年の老人医療費に占める国庫負担の割合は45パーセントでした。ところが2008年に後期高齢者医療を導入したときに35パーセントに引き下げました。この間、減らしてきた国庫負担割合を元に戻すよう国に強く要求してください。

併せて、コロナ禍においても、莫大な利益を得ている大企業や大資産家に応分の負担を求め、高齢者をはじめ全ての世代の社会保障の大幅拡充に踏み出す必要があります。

以上の観点から反対といたします。

#### ○小澤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○小澤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第14号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

#### ○小澤委員長

起立多数です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和4年度八街市介護保険特別会計予算についてを議題とします。

説明は省略し、直ちに質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○京増委員

331ページ、第1号被保険者の保険料について伺います。

低所得者介護保険料軽減策によって、この間、毎年減額予算となっています。第1号被保険者の新年度の人数の見込みをお伺いします。

#### ○飛田高齢者福祉課長

令和4年度当初予算におきましては第1段階の方の人数は3千760人でございます。

#### ○京増委員

3千760人というのは、去年と比べると増減はどうなんでしょうか。

#### ○飛田高齢者福祉課長

令和3年度当初が3千721人で積算しておりましたので、人数にして39人、令和4年度の方が増えているというものです。

#### ○京増委員

ということは、低所得者の方が八街市で増えていると、第1段階の低所得者が増えているということですね。本当に大変な状況だと思います。

低所得者に対するこの間の保険料軽減が収納率向上につながっております。それでも収入が少なく滞納せざるを得ない人がいらっしゃいます。生活状況の聞き取りは丁寧にさせていただきたいと思いますが、八街市の第1段階の保険料は近隣市町村と比べると、どういう状況なのか、伺います。

**○飛田高齢者福祉課長**

第1段階の保険料と申しますか、八街市の介護保険料といたしまして年額6万3千200円、月額にいたしますと5千270円ということでございまして、これは県内の平均的な介護保険料であるということで認識しております。

**○京増委員**

八街市の場合は、国保税や介護保険料等の収納率は県下最低クラスがこの間続いております。改善するためには、能力に応じた保険料にすることが求められていると思うんですけど、滞納者にペナルティーを課してはならないと思うんですけど、令和元年度、2年度に滞納によるペナルティーが課された方は何人ぐらいいらっしゃるのか、お伺いします。また、令和3年度はどうなのか、伺います。

**○飛田高齢者福祉課長**

令和3年度につきましては、今現在で9名の方に制限をさせていただいております。9名。

**○京増委員**

9人にペナルティーを課したということですか。

**○飛田高齢者福祉課長**

大変失礼しました。訂正をさせていただきます。9人と申したのは、令和3年度ではなくて、令和2年度の実績でございました。令和3年度については、まだ数字等は出ておりません。

この9人の方に対しては、ペナルティーと申しますか、保険料の負担割合を1割のところを2割負担していただくとか、そういった形で対応させていただいております。

**○京増委員**

ペナルティーはいろいろありますけれど、例えば、制度を利用するときに、サービスを利用するときに3割負担、1割負担ではなくて3割負担とか、全額支払うとかあると思うんですけども、そういうようなペナルティーがやはり課せられたんですか。

**○飛田高齢者福祉課長**

繰り返しになりますけれども、負担割合1割のところを2割、あるいは3割で負担していただいているというところでございます。

**○京増委員**

保険料が本人には高く払えなかった9人の方に利用料も増やしてしまったということですよ。ということは、本当に必要なサービスを受けられないということで、生活が成り立たないことになってしまいます。この方たちは、本当はサービスが必要なのに払えないわけですから、生活保護につながるというようなことはなかったんですか。

**○飛田高齢者福祉課長**

申し訳ございません。この利用制限をかけさせていただいている方について、その9人が生活保護の方へ移行したかというところについては、こちらでは把握できておりません。

**○京増委員**

結論がよく分からなかったんですけど、サービスが必要な人が必要なサービスを受けられない、2割3割は払えないでしょう。介護保険料を納められないんですから。ですから、これは受けられるようにするためには、どうするのかということ。

ちょっと質問を変えますけれど、サービスが必要なわけですから、この9人の方が受けられるようにする、サービスを自分の収入の範囲で受けられるようにする、そういう努力はどのようにされたのか、伺います。

**○飛田高齢者福祉課長**

これらの方々に対しましては、当然、所定の保険料を納めている方との公平性の観点からも、ある程度、こういった制限をかけさせていただくことはございますので、そこはご理解いただくしかないんですけども、保険料が納められないといったことに関しましては、納税相談窓口で相談していただければ、分割の納付の相談ですとか、あるいは、場合によっては、そういった生活保護の方へご相談いただくということになるかとは思いますが。

**○京増委員**

保険料の分割とおっしゃるんですけど、お金がないから払えないわけでしょう。お金がないから払えないわけで、分割できなかつたら、じゃあ、利用を断ってきたんでしょうかね。分割をして、保険料が払えない方に対しては、必要なサービスを支給したんですか。

**○飛田高齢者福祉課長**

必要なサービスというのは、その方の介護度によりまして、その方の担当のケアマネジャーとご相談していただいて、ご理解いただけるサービスを利用していただくということでございます。

**○京増委員**

これは結局は必要なサービスを受けられないというふうに私は判断をしますけれど、それでいいんですか。

**○飛田高齢者福祉課長**

所定のと申しますか、その限度の中でご利用いただけるサービスをご利用していただきたいというふうに考えてございます。

**○京増委員**

限度の中でおっしゃっても、お金を払わなきゃいけないわけですから、お金がなくても。それができないから、必要なサービスを受けられないんじゃないですか。お金が。

**○小澤委員長**

京増委員に申し上げます。改めて予算審査に戻していただけると。

**○京増委員**

だから、これは保険料が払えない場合には生活保護の相談には乗っているのか、その1点、

まずお聞きします。

#### ○飛田高齢者福祉課長

こちらの高齢者福祉課の窓口で保険料が払えないなら、じゃあ、生活保護の方へ相談に行ってくれというふうなご案内はしてございません。

#### ○京増委員

介護保険料だけ見るのではなくて、例えば、後期高齢者医療制度はどうかと、ちゃんと支払いができているのか、そういうふうに結び付けて、私はちゃんと大きな声で言っていますけれど、それは以前から要望しておりますけれど、そのほかの保険料とか、市税とか、そういうのも納税、または支払えているかどうか、そういうのと結び付けてやっていますか。

#### ○小澤委員長

京増藤江委員に申し上げます。予算書に基づいて、予算に基づいての質問でお願いいたします。

#### ○飛田高齢者福祉課長

あくまでも介護保険制度の中で保険料を払っていただいて、サービスを利用していただくということでございます。

また、所得の低い方に対しては、保険料低減制度なども設けてございます。

また、先ほど来、申し上げておりますけれども、決められた額を払っている方との公平性を保つ観点からも、こういった制度はどうしてもそうなってしまいますので、そちらのことからもご理解いただければと思います。

#### ○京増委員

これは介護保険料を納められない、滞納をせざるを得ない方がちゃんと日常の生活が送れるかどうかという、そういうことです。軽減措置をされて払えるという方はいいわけですよ、払えるんだから。

この点について部長に伺いたいんですけど、何らかの対応が必要と思いますが、生活保護とかにつなげていないという、介護保険は介護保険でしていると、ほかのにつなげていないということなんですけど、いかがでしょうか。

#### ○吉田市民部長

担当課長の方からも答弁をさせていただいておりますとおり、そういった介護保険料のお支払いをきちっとしていただいている方とされていない方について、ある程度、その部分のところで、利用について一定の差を付けざるを得ないということ、これをご理解いただくしかないと思います。

ただ、お話がありましたように、当然、払えない方については、いろんな諸事情がおりだと思いますので、そういった中については担当課の方でも窓口の方でも、お話は伺っていますよというふうに答弁させていただいていると思っております。それでお話を聞かせていただいて、その状況に応じた形の中で、必要に応じて生活保護が必要であれば生活保護の窓口の方なりという形で案内をするというのは、市民部の中、担当課それぞれある中で、その

辺は連携をして業務の方を行ってもらっているというふうに理解をしています。

ですので、今後、その辺、私の指導力の方が足りないところがあれば、改めまして、そういった歯科説丁寧な相談業務にあたる。それから、それによって必要に応じて、それぞれ必要な社会保障制度の方につなげていくということにつきましては、私の方から改めて徹底の方はさせていただきます。

#### ○京増委員

市民は介護だけ生活できるわけじゃない、医療も当然関わってくるわけですから、今、部長が言われたように、きちんとどうなっているのかを組み合わせるやっていくというところでは、担当課とちゃんと意思疎通をしてやっていただきたいと思います。これは、私、以前から要望しているんですけど、そういうふうになっていないということは、本当に残念だなと思いますので、よろしく願いいたします。

339ページの介護認定審査会費について伺います。

前年度より500万円近くかな増えているんですけど、これは去年よりも増えているということは、やはり、申請が増えてくると、そういう予定だと思ってしまうんですけど、どの程度の件数増加を見ているのか、お伺いします。

#### ○飛田高齢者福祉課長

令和3年度と比較いたしまして令和4年度では約400件ほど認定調査が必要になるのではないかと考えています。

400も増えてしまうという理由なんですけれども、コロナの影響で特例措置で介護認定の更新のときに更新の対象の方が更新申請をするときに、病院であるとか、施設の方が感染防止対策のために認定調査に来ないでくれとか、あるいは本人が感染が怖いから認定調査は受けられないという場合に、特例措置として最長で1年間延期するという制度がございまして、その制度を利用して前回延期されている方が多数いらっしゃると思いますので、それらの方が令和4年度は更新の対象になってくるということで上乗せされるというところで見込んでいる数字でございます。

#### ○京増委員

分かりました。

#### ○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○京増委員

介護サービス等諸費なんですけれども、952万6千円の減額予算となっております。コロナもあって介護が必要な方が増えているかなと私は予想しているんですけど、この減額の予算は何が減になると予想されているのか、伺います。

#### ○飛田高齢者福祉課長

介護サービス等諸費につきましては、特に大きな増減要因というのは、これが原因で減ったとかというところは見込んでおりません。あくまでも前年度実績を基に積算をしております。

す。金額としては952万6千円という大きな額なんですけれども、介護サービス等諸費の中で見ますと、0.2パーセントの減というところですので、前年度と同規模程度と見込んでいたところでございます。

#### ○京増委員

参考資料を見ますと、訪問介護が1千756万円、通所介護が1千880万円、およそなんですが、減額になっております。この訪問介護、通所介護というのは、介護が必要な方にとっては重要な要素だと思うんですけれども、これだけ減ということは、利用者にとっては生活が維持できるのかというふうに私は思うんですが、その点についてはどのようにお考えなのか、伺います。

#### ○飛田高齢者福祉課長

繰り返しになりますけれども、令和2年度の実績、あるいは令和3年度の上半期の実績というものを考慮いたしまして、あるいは令和2年度から3年度の伸び率といったものを考慮して積算をしております。ただ、中にはコロナ禍におきまして利用控えという方もいらっしゃるかもしれません。そういったところでは、予算の減額につながっている要素はいうふうに思っております。

#### ○京増委員

これは予算ですから、申請が増えたり、また、認定がされれば、これは増えますよね。それでは、その点についてはお願いしたいと思います。

あと、340ページの介護予防サービス等諸費、これは1千324万5千円増えております。私は、これがコロナがもう2年も続いて3年目に入っているという点では、やはり、こういう介護が必要な方が増えていると思いますので、こんなふうな増え方が私は当然ではないかと、そういうふうに思いますので、これは必要になりましたら、ぜひ、増やしていただきたいと思います。

あと、343ページです。介護予防生活支援サービス事業費の中の短期集中サービス業務というのがあります。これは新規のようなんですが、1千188万円の予算計上ですが、この業務について説明をお願いします。

#### ○飛田高齢者福祉課長

この短期集中サービス業務は、委員さんのおっしゃるとおり、これは新しい取組でございます。これは要介護、あるいは要支援に至る前の方に対して、3か月間、集中的に栄養改善プログラムですとか、口腔機能の向上プログラム、認知症の低下予防プログラム、運動の機能向上プログラム、こういったものを取り組んでいただいて、ご自身でできることを増やしていこう、そして要支援の状態にならないようにしていこうというところで計画をしております。理学療法士さんですとか、そういった専門職のいる事業所に対して事業を委託して実施していこうというふうに計画しております。

#### ○京増委員

よく分かりました。こういうことが大事だと思います。

すみません、あと、ちょっと。340ページに戻りまして、介護サービス等諸費の中で、特養ホームの待機者は何人なのか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

特別養護老人ホームの待機者数につきましては、令和4年1月1日現在で63人となっております。

○京増委員

この間、そのぐらいの、毎年、そのぐらいの待機者ですよ。

○飛田高齢者福祉課長

1年前の令和3年1月1日で53人、令和3年7月1日で56人、そしてこの1月で63人というところで、多少増えてはおります。

○京増委員

はい、分かりました。

○小澤委員長

ほかに。

○京増委員

次に、345ページの配食サービス、地域支援事業の中で配食サービス業務445万3千円の予算計上なんですけど、これについて伺います。

配食サービスは、もうこの間、長い間、週1回なんですけれども、高齢化が進行しております。そして、独り暮らしも増えているということからいきますと、健康増進の観点からも配食回数を増やしていく、これがまた見守りにもつながっていくということで、徐々に増やしていくということで私は要望していきたいんですが、いかがでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

配食サービスは、例年と申しますか、週に1回、安否確認も含めてお弁当を配達させていたでいるところがございますけれども、委員さんのおっしゃる安否確認とか、そういったことでの増やしたらどうかということなんですけれども、配達サービス、市はこのように行っておりますけれども、民間の事業を利用されている方などもおりますので、八街市の中で、今、配食サービスを2回にするとか、3回にするとか、そういったところでは計画はしておりません。

○小澤委員長

京増委員に申し上げますが、要望ではなく質疑でお願いいたします。

○京増委員

はい、じゃあ、いいですよ。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

346ページなんですけども、成年後見者等の報償金なんですけど、今、何人ぐらいいらっ

しゃって、今後の見込みについてお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

令和3年度で成年後見助成制度の対象につきましては6人でございます。

○木内委員

後見人制度について後見人に対する報償費の支払いはスムーズにいつているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。なかなか、このところが後見人になった方について重要なところですので、お伺いさせていただきます。

○飛田高齢者福祉課長

報償につきましては、市の規定にのっとりまして適正にお支払いさせていただいております。

○小澤委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

石井国保年金課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○石井国保年金課長

後期高齢者特別会計での予算審議の中で京増委員の方から、2款1項1目広域連合への負担金の推移についてということがございましたので、今、資料がそろいましたので、説明の方をさせていただきます。

こちらは納付金、30年度の決算額が5億8千755万9千円で、前年度より8.7パーセント増、令和元年度決算額が6億2千901万2千円で、前年度比7.1パーセント増、令和2年度が6億8千440万3千円で、8.8パーセント増、令和3年度は最終予算になるんですが、7億2千111万1千円で、5.4パーセント増、令和4年度予算額が7億5千973万1千円で、5.4パーセント増という結果になっております。

○京増委員

ありがとうございます。

○小澤委員長

それでは、これから討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

議案第15号、令和4年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

「保険料が高過ぎる」という市民の声を反映し、本市では、第7期、第8期の制度見直しの際に保険料を引き上げませんでした。しかし、年金引下げ、物価高の中、市民からの悲鳴は続いております。

令和4年度の第1号被保険者の年間保険料は、低所得者に対する保険料軽減施策等により1万8千900円です。この間の保険料軽減施策は市民生活への応援となり収納率向上につ

ながっています。本市は、県下最低クラスの収納率が続いており、引き続き支払い能力に応じた保険料にすることが求められます。

保険料を滞納すれば、利用した介護サービス費用を一旦全額自己負担にするなど、ペナルティーが課せられます。保険料を滞納せざるを得ない生活困窮者にペナルティーを課せば、必要な介護を受けることができません。令和2年度は、9名にペナルティーを課しておりますが、生活保護等につなげるなど、暮らしへの応援を求めます。高齢者が安心して暮らせるまちは若い世代も安心して暮らすことができます。

介護保険制度は3年ごとの見直しのたびに改悪され、「保険あって介護なし」と言われる状況が広がっています。

昨年8月から特養等の介護施設に入所する住民税非課税世帯の食費等を軽減する補食給付制度が改悪されました。

改悪の1つは、食費負担の引上げです。特別養護老人ホーム等に入所している低所得者、年金収入月10万円強の食費負担を2万円から4万2千円に引き上げられます。ショートステイ利用者の食費負担も引き上げられます。2つ目は、資産要件の見直しです。補食給付の対象となる預貯金額を1千万以下から収入の区分に応じて変えられます。本人や家族からは「費用を払えなければ退所しなければならないのか」と不安が広がっています。誰もが安心して高齢者施設に入所できるよう補食給付の見直しは中止すべきです。

介護保険料や利用料について、支払い能力に応じた額にすること。介護を必要とする人がお金の心配をせずに必要な介護サービスを利用できるように、この間、改悪してきた制度を中止し充実するよう求めます。

そのために、国庫負担割合を国に要求するよう求め、反対討論といたします。

以上です。

#### ○小澤委員長

ほかに討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第15号、令和4年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

#### ○小澤委員長

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

委員の皆様申し上げます。この後、文京福祉常任委員会協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時15分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員